

風水害等対策編

第3章

災害応急計画

第1節 災害警戒期の活動

第1 気象注意報・警報等の収集・伝達

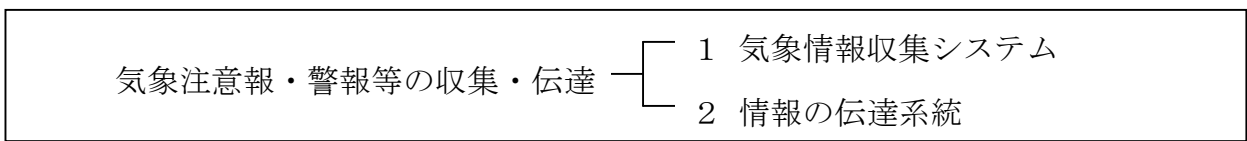
《基本方針》

銚子地方気象台から発表される気象注意報・警報などの情報を収集し、あらかじめ定めた経路によって、関係機関及び市民に迅速に伝達する。

《実施担当機関》

市民部防災班、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 気象情報収集システム

(1) 気象注意報・警報の発表

気象注意報、警報には、気象業務法に基づく注意報及び警報、千葉県及び気象台の発する情報、水防法に基づく予報及び警報があり、千葉県では、銚子地方気象台が気象業務法に基づき注意報、警報等を発表し、注意を喚起し警戒を促す。

発表形式は、発令時刻、官署、標題、注意警報文、発表・変更の状況、特記事項、量的予測、付加事項等である。

① 注意報

気象現象等によって当該地域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表されるもの。

② 警報

気象現象等によって当該地域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を喚起するために発表されるもの。

(2) 注意報、警報の種類

本市に関係する注意報、警報は次のとおりである。

① 注意報

気象・水象等により被害が予想される場合に発表される。

注意報の種類	
気象注意報	風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報 雷注意報・霜注意報・乾燥注意報・着氷(雪)注意報・低温注意報
洪水注意報	
浸水注意報	
地面現象注意報	

② 警報

気象・水象等により重大な被害が起こる恐れがあると予想される場合に発表される。

注意報の種類	
気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
洪水警報	
浸水警報	
地面現象警報	

③ 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次に掲げる注意報・警報をもってかえるものとする。

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

④ 土砂災害警戒情報

千葉県及び銚子地方気象台から発表される情報であり、2時間先までの予測雨量が、CLを超過するときに発表される。

⑤ 火災気象通報

この通報は、消防法(昭和23年法律第186号)第22条第1項の規定により行う通報である。

火災の危険があると認めたときは、銚子地方気象台が、その状況を千葉県知事に通報するものである。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

イ 平均風速13メートル以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨(雪)を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。

注：基準値は気象官署の値(但し、銚子地方気象台は15メートル以上)

⑥ 鉄道気象通報

この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定(昭和63年3月1日)に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定(昭和63年3月17日)により、銚子地方気象台から千葉県地方部会の機関へ次の事項を通報する。

ア 気象警報

イ 気象注意報

ウ 気象情報

エ 台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報する。

ア 鉄道気象観測報

イ 鉄道災害報

⑦ 電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会長との間に取り交わされた電力気象通報の取り扱いに関する申し合せ(昭和46年3月25日)に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、下記の情報等を通報するものである。

なお、千葉県の通報担当官署は気象庁本庁である。

ア 雷雨に関する情報

イ 台風、大雨等気象現象に関する情報

ウ 雨及び雪に関する情報

エ その他必要とする事項

⑧ 大気汚染気象通報

この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

ア 大気汚染気象予報

イ スモッグ気象情報

(3) 記録的短時間大雨情報

数年に1度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報が発表される。

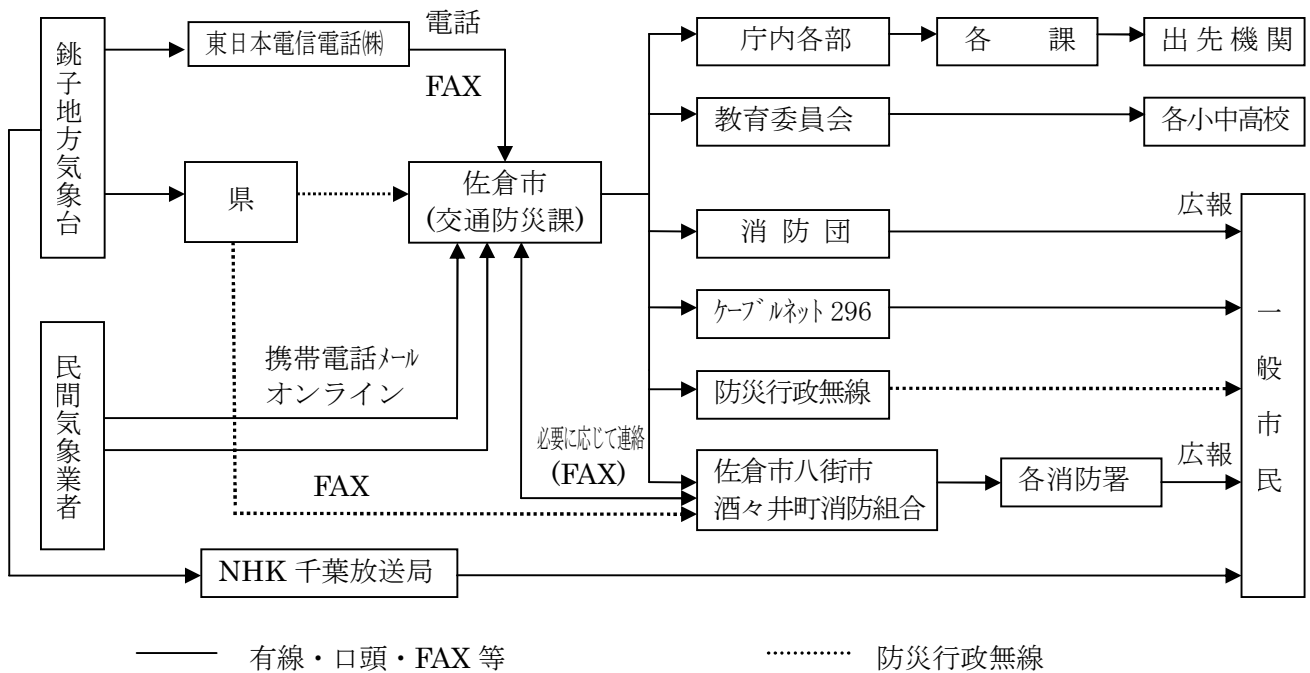
2. 情報の伝達系統

(1) 気象警報等の伝達系統

① 勤務時間中

県防災行政無線から通報される警報等につき、通常の勤務時間中においては次のように行う。

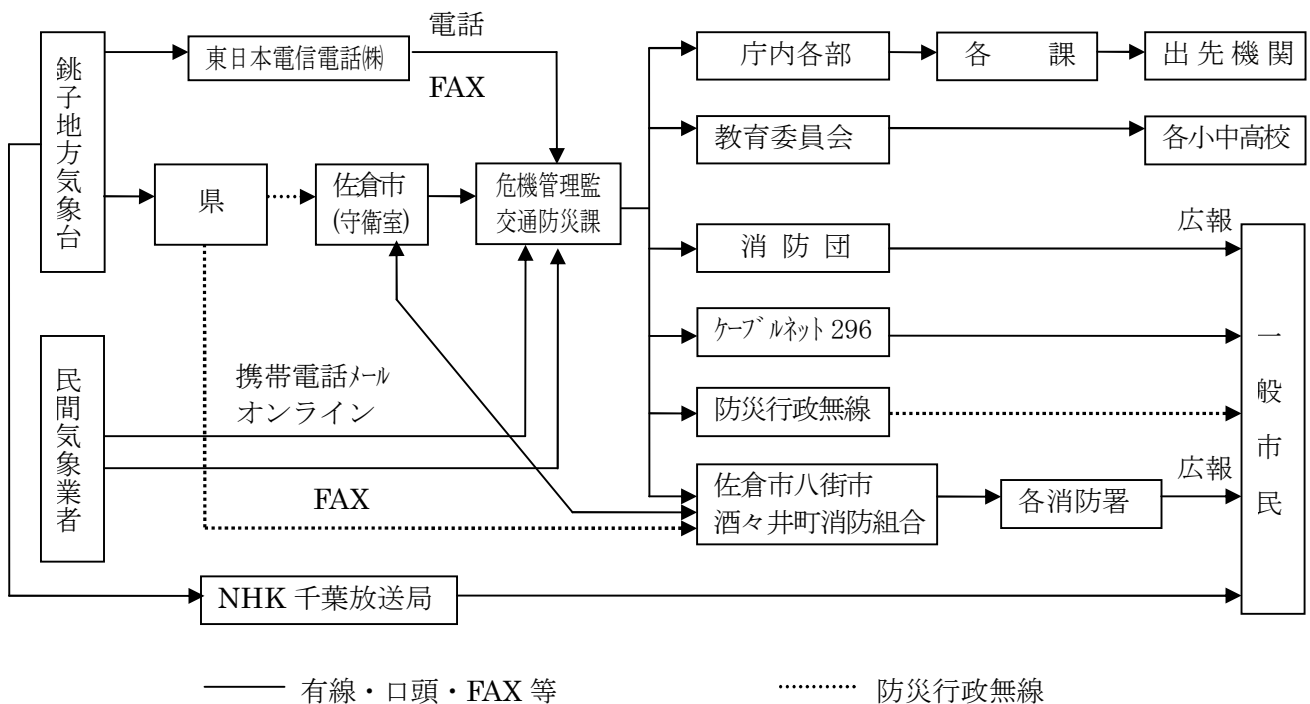
【気象警報等伝達系統図(勤務時間中)】



② 勤務時間外

勤務時間外において宿直者が受理した場合は、次のように行う。

【気象警報等伝達系統図(勤務時間外)】



(2) 周知方法

市長は、警報等が発令された場合は、必要に応じ次の方法により住民に周知する。

① 広報車による伝達

市広報車及び消防団車両により巡回広報を実施する。

② 防災行政用無線による伝達

防災行政用無線により周知する。

③ ホームページ・携帯メールによる周知

ホームページへの掲載及び防災メールの登録者への配信による周知

(3) 佐倉市八街市酒々井町消防組合への情報の伝達

市長は、災害関係情報を収受した場合は、市民部防災班を通じて消防本部に情報を伝達するものとする。

(4) 異常現象発見者の通報

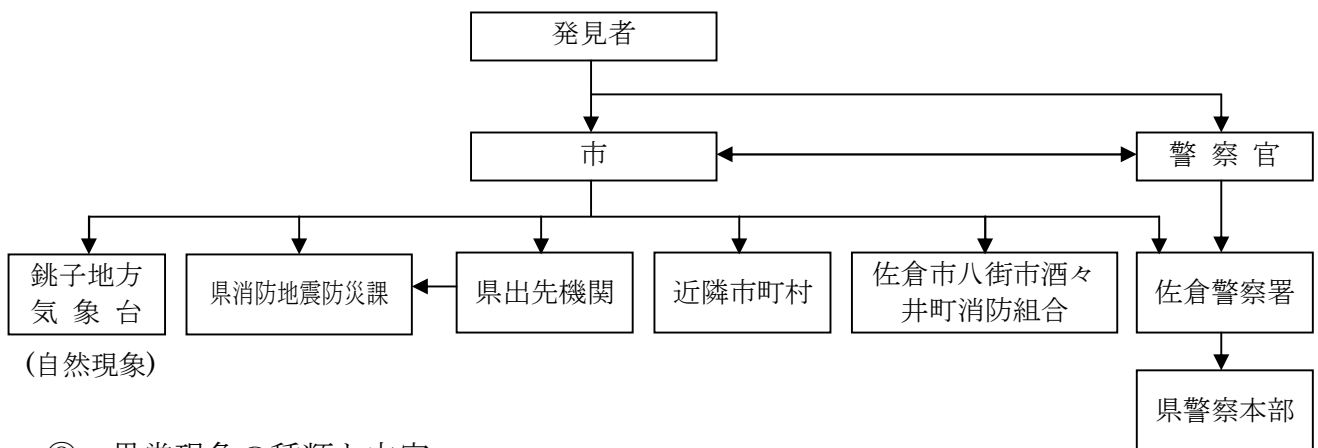
① 市民の報告義務

災害が発生し、または発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、直ちに市または警察官に通報する。

② 市の処理

異常現象の通報を受けた市は遅滞なく関係部に連絡するとともに、自然現象によるものは銚子地方気象台へ通報する。

また、関係する近隣市町村、佐倉市八街市酒々井町消防組合、県出先機関(北総県民センター、印旛地域整備センター)及び佐倉警察署へも同様に報告する。



③ 異常現象の種類と内容

異常現象の種類は、概ね次のとおりである。

異常現象の種類	内 容
気 象	竜巻、ひょう、突風等で激しく異常なもの
水 象	河川等の異常水位、堤防等の水もれ
地 象	がけくずれ、地割れ等

第2 組織動員

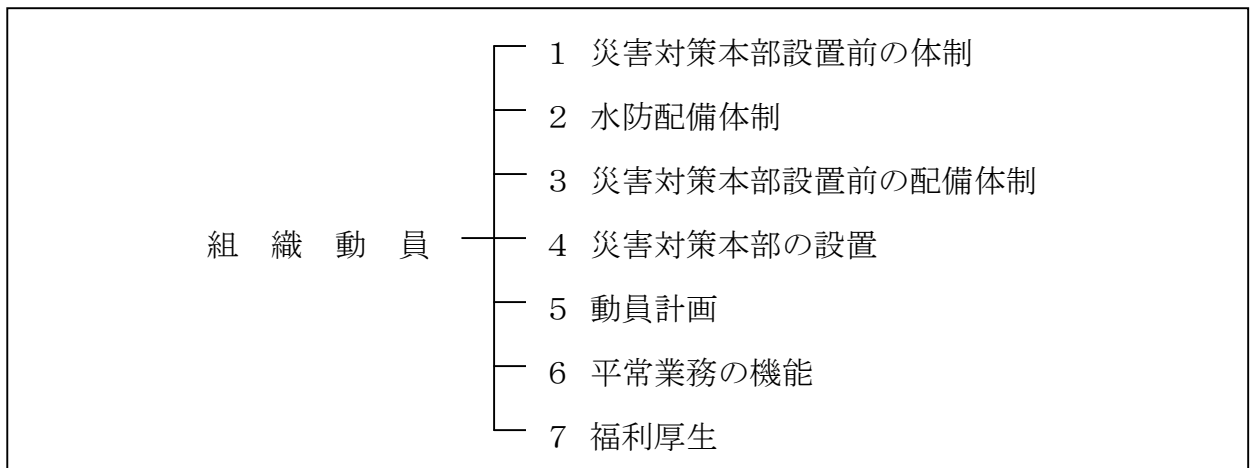
《基本方針》

風水害等が発生する恐れがある場合または災害が発生した場合、佐倉市災害対策本部条例（昭和37年佐倉市条例第23号）の定めるところにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。

《実施担当機関》

各部、関係機関

《対策の体系》



※ 佐倉市地域防災計画における班及び班長は、災害対策配備上の名称である。

《対策の展開》

1. 災害対策本部設置前の体制

(1) 災害対策本部設置前の配備体制

① 気象注意報・警報等が発表された場合等において、災害対策本部を設置する前、または災害の規模等により災害対策本部を設置しない場合は、危機管理監を責任者とする第1配備体制、第2配備体制または水防配備体制をとる。

ア 県北西部または印旛に、次の気象注意報が発表され、もしくは災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めた場合は第1配備体制をとる。

- 1) 大雨注意報
- 2) 洪水注意報
- 3) 風雪注意報
- 4) 大雪注意報

イ 千葉県指揮監(千葉県県土整備部河川環境課長)から水防準備体制の水防指令が発令されたときは水防準備体制、水防注意体制の水防指令が発令されたときは水防注意体制の各水防配備体制をとる。

また、別途定める「佐倉市災害対策本部水防班活動要領」により水防配備体制をとる。

ウ 県北西部または印旛に、次の気象警報が発表され、または災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めた場合は第2配備体制をとる。

- 1) 大雨警報
- 2) 洪水警報
- 3) 暴風警報
- 4) 暴風雪警報
- 5) 大雪警報

エ その他の場合は、市長が必要と認めた体制をとる。

② 災害応急対応等に関する総括は、危機管理監を責任者とし、防災班が行う。

(2) 災害対策本部設置前の活動体制

災害が発生する恐れのある状況、または災害発生状況に応じた活動体制をとり、情報収集及び必要な災害応急対策を実施する。

- ① 市民部防災班は、銚子地方気象台が発表する気象注意報・警報等、佐倉市役所に設置された民間気象業者の端末による気象情報、千葉県防災情報システムによる水位情報を絶えず収集し、災害が発生する恐れのある場合は、危機管理監を通じ、市長及び副市長に報告する。
- ② 市民部防災班は、必要に応じ第1配備職員、第2配備職員または水防班員を派遣することにより水位情報等の情報を収集し、災害が発生する恐れのある場合は、危機管理監を通じ、市長及び副市長に報告する。
- ③ 現に災害が発生した場合の災害応急対策は、第1配備または第2配備により対応するほか、水防班活動については、別途定める「佐倉市災害対策本部水防班活動要領」による。

2. 水防配備体制

水防管理者(市長)は、河川の氾濫や内水氾濫等、水害発生の可能性及び被害の概要を早期に把握し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、水防配備体制(水防班の設置)を行う。

(1) 水防配備体制(水防班の設置)の配備基準

① 水防注意体制

千葉県北西部または印旛に、次の気象注意報または警報が発表され市長が必要と認めたとき、指揮監(千葉県県土整備部河川環境課長)による水防注意体制の水防指令が発令されたとき、もしくは「佐倉市災害対策本部水防班活動要領」の定める基準に該当したとき、災害発生の可能性を早期に把握するために水防注意体制としての水防配備体制(水防班の設置)をとる。

- 1) 大雨注意報・警報
- 2) 洪水注意報・警報

なお、配備内容及び配備を要する職員は次の表のとおりとする。

種 別	配 備 内 容	配備を要する職員
水防注意体制	<p>各部水防班の職員で水防活動が円滑に行える体制とし、各水防班のうち指名された職員が各職場に登庁して出動体制を整え各職場で待機し、指示のあった場合は、水位情報等の収集にあたる。</p> <p>その他の水防班員については、自宅待機とし、連絡の取れる体制をとる。</p>	<p>市民部防災班 各部水防班のうち指名を受けた職員</p>

② 水防警戒体制

ア 千葉県北西部または印旛に次の気象注意報または警報が発表され、市長が必要と認めたとき、指揮監(千葉県県土整備部河川環境課長)による水防警戒体制の水防指令が発令されたとき、または「佐倉市災害対策本部水防班活動要領」の定める基準に該当したとき、災害発生の可能性及び被害の概要を早期に把握し、災害発生のおそれが生じた際に迅速に対処するために配備する。

- 1) 大雨注意報・警報
- 2) 洪水注意報・警報

イ 各部水防班のうち現地指揮者及び巡視班の職員は定められた担当現地に出動し、水位情報等を確認する。

ウ 収集した情報は、水防班ごとに現地指揮者が取りまとめ、防災行政無線や携帯電話で本部連絡員を通じて市民部防災班に報告する。

エ 市民部防災班は、各水防班からの報告を取りまとめ、危機管理監に報告を行う。

オ 危機管理監は、報告に基づき、必要と認めるときは、水防班本部連絡員を通じて出動要請を行い、該当する河川の水防班全員が現地に出動する。

また、必要と認めるときは、消防団に出動要請を行い、消防団各部はあらかじめ定められた現地に出動する。

カ 各部水防班及び消防団の担当地区及び現地集合場所は、別途定める「佐倉市災害対策本部水防班活動要領」による。

種 別	配 備 内 容	配備を要する職員
水防警戒体制	<p>各部水防班の水防活動が円滑に行える体制とし、各水防班のうち現地指揮者及び巡視班の職員は現場に出動し、水位情報等を収集する。</p> <p>その他の水防班員については、各職場に登庁して出動体制を整え各職場で待機し、指示のあった場合は、現場に出動し、あらかじめ定められた業務に従事する。</p>	<p>市民部防災班 全水防班員</p>

3. 災害対策本部設置前の配備体制（第1配備・第2配備体制、避難所配備体制）

市長は、次の配備基準に該当する場合、危機管理監を責任者とする第1配備体制、第2配備体制をとり、災害応急対策を実施する。

(1) 第1配備及び第2配備体制の配備基準

① 千葉県北西部または印旛に1)の気象注意報等が発表され、もしくは災害が発生するおそれがあり市長が必要と認めたときは第1配備体制をとるものとし、2)の気象警報等が発表され、もしくは災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めたときは第2配備体制をとるものとする。

1) 注意報：大雨注意報、洪水注意報、風雪注意報、大雪注意報

2) 警報：大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報

② 調査の結果、第1配備体制または第2配備体制の配備によって災害応急対策を実施することが望ましいと市長が認めた場合。

(2) 避難所配備体制の配備基準

① 市長は、報告に基づき、避難の必要性があると認めたときは、避難準備情報、避難勧告、または避難指示を発表・発令する。なお、避難準備情報、避難勧告、または避難指示を発表・発令する場合、必要性があると認める時は、開設すべき避難所を指定し、当該避難所に配備されている職員を招集するものとする。また、臨時の避難所を開設する場合にあっては、市民部避難誘導班の職員をもって開設するものとする。

なお、避難準備情報、避難勧告、または避難指示の発表・発令及び避難活動については、第3章第1節第5「応急避難」に定めるところによる。

② その他、市民からの自主避難をしたい旨の申出があった場合など、避難所の開設の必要性があると認める場合、危機管理監は、市長または副市長の命令により、避難所の開設について指示を行う。

③ 避難所長及び副所長は、避難所の開設の指示を受けたときは、直ちにその他の避難所配備職員に対し、参集の指示を行い、避難所の開設を行う。

【災害対策本部設置前の配備体制】

種 別	配備基準	配備内容	配備を要する所属・職員
第1 配備	<p>次の気象注意報の1以上が県北西部または印旛に発表され、もしくは災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めたととき。</p> <p>ア 大雨注意報 イ 洪水注意報 ウ 風雪注意報 エ 大雪注意報</p>	<p>担当職員が自宅または職場で待機し、防災担当課等で情報収集・連絡活動が円滑に行いえる体制とする。</p> <p>その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。</p> <p>また、水防班員については配備から除くものとする。</p>	<p>災害対策本部体制のうち、次に示す班の中で指名された者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画政策部 広報班 ・総務部 管財班 ・市民部 防災班 避難誘導班 ・福祉部 福祉班 ・土木部 道路班 下水道班 ・都市部 計画班 建築班 宅地危険度判定班 建築物危険度判定班 ・教育委員会 教育管理班
第2 配備	<p>次の気象警報の1以上が県北西部または印旛に発表され、もしくは災害が発生するおそれがあり、市長が必要と認めたととき。</p> <p>ア 大雨警報 イ 洪水警報 ウ 暴風警報 エ 暴風雪警報 オ 大雪警報</p>	<p>第1 配備体制を強化して担当の職員が登庁し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。</p> <p>その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。</p> <p>また、水防班員については配備担当から除くものとする。</p>	<p>災害対策本部体制のうち、次に示す班の中で指名された者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画政策部 広報班 ・総務部 管財班 ・市民部 防災班(第2 配備時点で全員) 避難誘導班 ・福祉部 福祉班 ・土木部 道路班 下水道班 ・都市部 計画班 建築班 宅地危険度判定班 建築物危険度判定班 ・教育委員会 教育管理班 ・各出先機関の施設管理者(避難所に指定されている施設で、かつ避難所開設の指示があった場合) ・避難所配備職員(避難所開設の指示があった場合)

(2) 配備を解く基準

市長が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、または災害応急対策が概ね完了したと認めた場合。

4. 災害対策本部の設置

市長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

- ① 佐倉市において、相当規模の災害が発生する恐れがある場合、または相当規模の災害が発生した場合で、市長が必要と認めた場合。
- ② 佐倉市において、災害救助法の適用を要する災害が発生した場合。

(2) 配備基準

災害対策本部が設置された場合は、原則として第3・第4・第5配備の範囲とし、災害対策本部会議において、状況に応じて適時、配備体制の決定を行う。

ただし、緊急を要する場合は、災害対策本部の本部長(市長)が決定する。

【災害対策本部設置時の配備体制】

種 別	配備基準	配備内容	配備を要する所属・職員
第3配備	大規模な災害が発生する恐れがある場合、または市域に局地災害が発生した場合等で、本部長が必要と認めるとき。	第2配備体制を強化して、情報・輸送・医療・救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。 また、水防班員については配備担当から除くものとする。	○本部員 本部長 副本部長 本部員 市長が認めるその他職員 ○全班員 土木部下水道班 都市部各班 ○指名された班員 ○本部設置準備班 ○本部付き職員 ○避難所配備職員(避難所開設の指示があった場合)
第4配備	大規模な災害が発生した場合、または市全域にわたり大規模な災害の発生する恐れのある場合等で、本部長が必要と認めるとき。	第3配備体制を強化して応急対策活動を行う体制とする。 その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ各所属において定める。 また、水防班員については配備担当から除くものとする。	○本部員 本部長 副本部長 本部員 市長が認めるその他職員 ○全班員 企画政策部秘書班 広報班 総務部システム復旧班 市民部市民生活班 経済環境部各班 教育委員会教育管理班 ○指名された班員 ○本部設置準備班 ○本部付き職員 ○避難所配備職員(避難所開設の指示があった場合)

種 別	配備基準	配備内容	配備を要する所属・職員
第5 配備 (非常登庁体制)	市域全域にわたり大規模な災害が発生した場合等で、本部長が必要と認めたとき。	市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属の全職員とする。 また、水防班員については配備担当から除くものとする。	全職員

(3) 出動及び応援要請

市長は、災害対策本部を設置した場合には市民部防災班を通じて、その旨を速やかに佐倉市八街市酒々井町消防組合に連絡するものとする。

災害時には佐倉市八街市酒々井町消防組合は、災害の状況により独自に災害現場に出動し活動するが、災害の規模により災害対策本部だけでは対処できないと災害対策本部長が判断したときは、市民部防災班を通じて佐倉市八街市酒々井町消防組合に対して、出動及び応援の要請を行うものとする。

(4) 組織及び運営

① 本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、以下に示す災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

本部においては、本部長(市長)、副本部長、本部員及び市長が認めるその他の職員、構成する本部会議を重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、実施の指令を行う。

② 災害対策本部会議

災害対策本部会議は災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長(市長)が必要に応じて招集する。ただし、本部長(市長)は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長または本部員との協議をもってこれに代える。

また、本部長(市長)は災害応急対策に関し、必要があると認めた場合は、災害対策本部会議への職員等の出席について、関係機関へ要請する。

ア 構成員

災害対策本部会議の構成員は、次のとおりとする。

職名	構 成 員
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、水道事業管理者、危機管理監、企画政策部長、総務部長 税務部長、市民部長、福祉部長、健康こども部長、経済環境部長 土木部長、都市部長、議会事務局長、会計管理者 市長が認めるその他職員
本部派遣職員	本部長(市長)が必要に応じ、関係機関から派遣を求める者

イ 協議事項

- 1) 災害予防、災害応急対策に関すること。
- 2) 動員・配備体制に関すること。
- 3) 災害対策本部の閉鎖に関すること。
- 4) 各部間調整事項に関すること。
- 5) 市民への避難準備情報の発表、避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること。
- 6) 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 7) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- 8) 他の市町村への応援要請に関すること。
- 9) 災害救助法の適用要請に関すること。
- 10) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- 11) 災害復旧に関すること。
- 12) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ウ 事務局

事務局は危機管理監を責任者とし、市民部防災班、本部付き職員で構成する。

③ 部班長会議

必要に応じて、各部班内の調整及び他関係部班との調整を図るため、部班長会議を設ける。

④ 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は、地震災害対策編 第3章 第1節 第1組織動員に準じる。

【風水害等災害発生時の配備一覧表】

部	班	課名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	第5 配備
企画政策部	秘書班	秘書課			○	●	●
	物資需給班	企画政策課			○	○	●
		国体推進課			○	○	●
	財政班	財政課			○	○	●
	広報班	広報課	○	○	○	●	●
総務部	総務管理班	総務課			○	○	●
	システム復旧班	情報システム課			○	●	●
	物資需給応援班	情報システム課			○	○	●
	管財班	管財課	○	○	○	○	●
		契約検査室			○	○	●
会計班	会計室			○	○	●	
税務部	税務班	市民税課			○	○	●
		資産税課			○	○	●
		収税課			○	○	●
市民部	避難誘導班	市民課	○	○	○	○	●
		健康保険課	○	○	○	○	●
	出張所班	各出張所・派出所・サービスセンター			○	○	●
	市民生活班	自治人権推進課			○	●	●
		志津コミュニティセンター			○	●	●
		西志津ふれあいセンター			○	●	●
		和田ふるさと館			○	●	●
		ミレアムセンター佐倉			○	●	●
		市民公益活動サポーターセンター			○	●	●
	防災班	交通防災課	○	●	●	●	●
福祉部	福祉班	社会福祉課	○	○	○	●	●
		高齢者福祉課	○	○	○	●	●
		介護保険課	○	○	○	●	●
		障害福祉課	○	○	○	●	●
		老人福祉センター			○	○	●

部	班	課名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	第5 配備
健康 こども部	医療防疫班	健康増進課			○	○	●
		健康管理センター			○	○	●
		西部保健センター			○	○	●
		南部保健センター			○	○	●
	児童福祉班	子育て支援課		▽	○	○	●
		各保育園		▽	○	○	●
		各老幼の館			○	○	●
		各児童センター			○	○	●
		児童青少年課			○	○	●
体育施設班	生涯スポーツ課			○	○	●	
経済 環境部	農政対策班	農政課			○	●	●
	商工対策班	商工観光課			○	●	●
	環境対策班	環境保全課			○	●	●
		廃棄物対策課			○	●	●
土木部	道路班	道路管理課	○	○	●	●	●
		道路建設課	○	○	●	●	●
		志津霊園対策室			○	○	●
	下水道班	下水道課	○	○	●	●	●
都市部	計画班	都市計画課	○	○	●	●	●
		公園緑地課	○	○	●	●	●
		開発審査課	○	○	●	●	●
	建築班	建築指導課	○	○	●	●	●
	建築物危険度判定班	建築指導課	○	○	●	●	●
	宅地危険度判定班	都市計画課	○	○	●	●	●
		公園緑地課	○	○	●	●	●
開発審査課		○	○	●	●	●	

部	班	課名	本部設置前体制		本部設置後体制		
			第1 配備	第2 配備	第3 配備	第4 配備	第5 配備
教育委員会	教育管理班	教育総務課	○	○	○	●	●
	学校教育班	学務課			○	○	●
		指導課			○	○	●
		教育センター			○	○	●
		各小中学校		▽	○	○	●
	社会教育班	社会教育課			○	○	●
	文化班	文化課			○	○	●
	公民館班	各公民館			○	○	●
	幼稚園班	各幼稚園			○	○	●
	市民音楽ホール班	市民音楽ホール			○	○	●
	美術館班	市立美術館			○	○	●
図書館班	各図書館			○	○	●	
協力部	議会事務局協力班	議会事務局			○	○	●
	監査委員事務局協力班	監査委員事務局			○	○	●
	選挙管理委員会事務局協力班	選挙管理委員会事務局			○	○	●
	農業委員会事務局協力班	農業委員会事務局			○	○	●
	避難所	各指定避難所		○	○	○	●

※ ○…班に所属する職員のうち指名された職員が登庁

●…班に所属する全職員が登庁

▽…避難所に指定されている出先機関の施設管理者及び当該施設の所管課職員は、
避難所開設の指示があった場合登庁

※ 兼務、併任職員については、原則として本務が属する部及び班の配備とする。

⑤ 事務分掌

各部、各班等の事務については、地震災害対策編 第3章 第1節 第1組織動員に準じる。

(5) 決定事項の通知

災害対策本部会議の決定事項のうち必要と認める事項は、そのつど危機管理監が関係機関に通知する。また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により、速やかに各職員に周知徹底を図る。

(6) 設置場所

災害対策本部は、佐倉市役所1号館4階市民部交通防災課に置く。ただし災害対策本部としての機能を発揮または維持することが困難な場合は、ミレニアムセンター佐倉に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡し、周知徹底を図る。

災害対策本部を設置する場合、市民部防災班は、直ちに設置される部屋の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

(7) 本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、「佐倉市災害対策本部」の標識を掲示する。

(8) 職務・権限の代理

① 副本部長

本部長不在時、または本部長に事故があるときは、佐倉市災害対策本部条例の規定により副本部長が本部長の職務・権限を代理する。

② 危機管理監

危機管理監は、災害時その他緊急の対応を要する事態において、市長または副市長の命を受け、市民の安全対策に関する事務の総合調整を行う。

また、災害時その他緊急の対応を要する事態において、市長及び副市長が不在の場合、危機管理監は市民の安全対策に関することについて代決することができる。

③ 各部・各班の長の代理

各部長の代理は、各部の班長が務めるものとする。班長が複数いる場合は、あらかじめ、部長の職務・権限を代理する班長を指名しておくものとする。

また、班長の代理は、副班長とし、あらかじめ指名しておくものとする。

(9) 閉鎖基準

① 市域において、災害発生の恐れが解消したとき。

② 本部長(市長)が、市域において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合。

③ 調査の結果、市に大きな被害がないと本部長(市長)が認めた場合。この場合、必要に応じて被害状況に即し、第2配備等の体制に移行する。

(10) 設置及び閉鎖の通知

本部長(市長)は、災害対策本部を設置または閉鎖した場合は、各部、知事、佐倉市防災会議構成員、報道機関、市民等にその旨を通知する。

5. 動員計画

(1) 配備計画

- ① 原則として、各部長が部内を調整して、あらかじめ必要な災害活動班及び人員を編成し、防災活動の準備または実施のため、配備職員に周知徹底する。
- ② 第1配備体制については、防災担当等で情報収集・連絡活動が円滑に行えるよう、あらかじめ各課等において所要人員を定めておく。
- ③ 各課長は、配備指令に直ちに応じられるよう、所属の職員について、あらかじめ第2配備から第4配備までの指令ごとの出動職員を把握しておき、各職員に周知徹底する。
- ④ 班長
各部の部長は、あらかじめ班ごとに班長を指名する。指名された班長は班内の業務の総括を行う他、本部連絡員との調整等を行う。
- ⑤ 本部連絡員
各部の部長は、あらかじめ部ごとに本部連絡員を指名する。指名された本部連絡員は、本部員の指示により、災害対策本部との連絡及び部内の調整等を行う。
また、平時においては部内の災害対策に関する調整、市民部交通防災課との連絡、調整を行う。
- ⑥ 各部長は、あらかじめ副班長を指名する。副班長は、班長を補佐し、班長不在の場合、班長の代理として班内の業務を統括する。

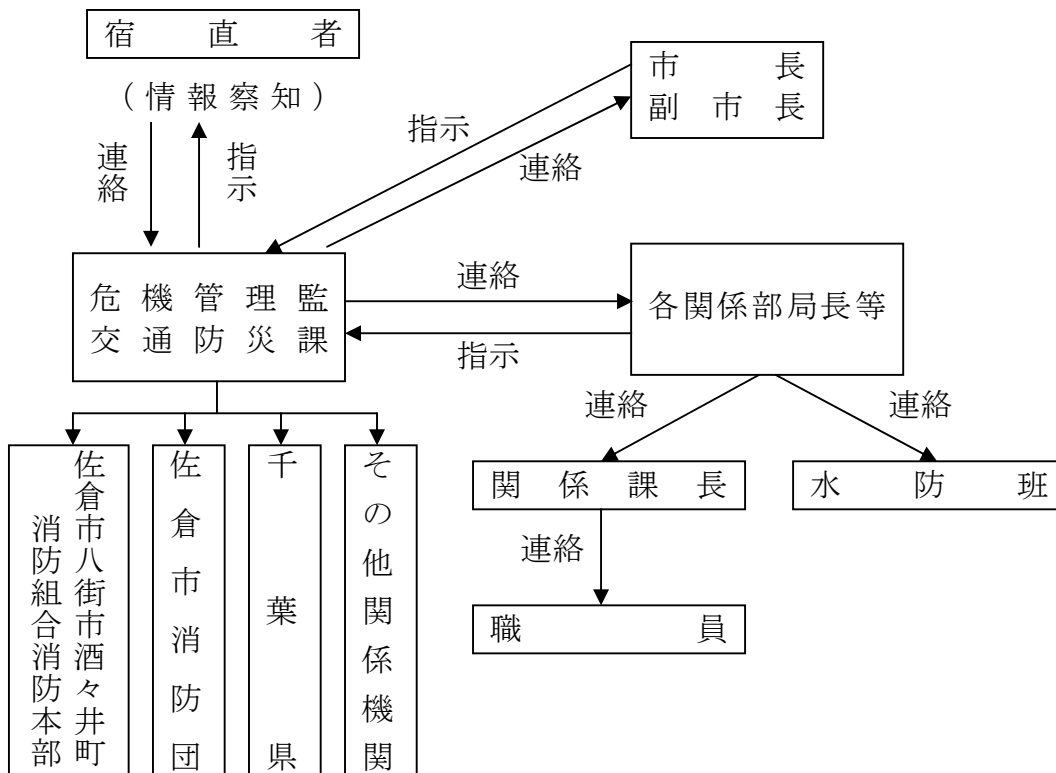
(2) 勤務時間内の動員方法

- ① 連絡体制
ア 各部への連絡は、市民部防災班が庁内放送によって行う。
イ 電話または伝令によって行う場合は、市民部防災班が実施する。
- ② 活動体制への移行
庁内放送、電話等の通知により、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

(3) 勤務時間外の動員方法

- ① 連絡体制
ア 職員は自らテレビ・ラジオ等によって気象情報及び災害情報を収集し、動員基準に定める情報を確認した場合、市民部防災班は、直ちに参集し、情報収集を行い、その他配備職員の動員基準に定める情報を確認した場合、予め定めた緊急連絡系統によって参集の指示を行う。
また、その他配備職員は、連絡のとれる態勢をとり、参集の指示があった場合は、直ちに参集する。

イ 宿直者は、災害発生恐れまたは災害発生情報を察知したとき、直ちに次の方法により連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部課長に連絡する。



② 非常招集の準備

災害が発生した場合の職員の動員については、交通機関の麻痺や交通の途絶のため登庁に時間を要すること等を考慮し、全ての職員は、日常から所用時間、経路等を十分把握しておき、災害発生時は速やかに登庁できるようにする。

③ 非常招集を免除する者

- ア 病気により許可を受けて休暇または休職中の者。
- イ 所属長がやむをえない理由のため招集できないと認めた者。

④ 各部の本部連絡員及び体制確立後の報告

- ア 本部連絡員は、所属の部と本部との連絡にあたり、本部の指示事項の伝達など連絡活動を行う。
- イ 本部長の配備体制の指示に基づき各部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部連絡員を通じて市民部防災班に報告し、市民部防災班は危機管理監を通じ、本部長に報告する。

⑤ 参集場所

- ア 一般職員
 - 自己の指定参集場所とする。
- イ 水防班の職員
 - 水防班の指名を受けている職員は、水防配備の場合、指定集合場所に参集する。

ウ 避難所配備職員

避難所配備の指名を受けている職員は、避難所開設の指示があった場合、指定避難所に参集する。

⑥ 過渡的措置

各部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

(4) 動員状況の報告及び連絡

防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、関係防災機関に連絡する。また各課長は非常招集した場合、氏名、時刻等を市民部防災班に報告し、市民部防災班は危機管理監を通じ、本部長に報告する。

(5) 人員の確保・調整

① 第1配備から第4配備の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を市民部防災班へ報告する。

ただし、状況に応じ、他の部から応援を求めることが適当と判断される時は、市民部防災班を通じて、本部長（災害対策本部設置前においては市民部防災班）に応援要請を行い、必要数の応援を受ける。

② 第5配備の場合等、部内の全職員が配備されている場合

災害時の状況及び応急措置の推移により、本部長は必要に応じて各部の所属する職員を他の部に応援させる。

そのため災害対策本部の設置後、各部長は動員者数を市民部防災班まで速やかに報告するとともに、応援の必要がある場合は、市民部防災班を通じて、本部長に応援要請を行い、必要数の応援を受ける。

(6) 災害時における職員の服務

① 職員は、佐倉市地域防災計画の定めるところにより、班長の指揮に従って災害対応に従事しなければならない。

② 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、または発生する恐れのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

(7) 出動指令の決定

職員の災害出動は、配備の区分に従い市長が決定し指令を出す。

6. 平常業務の機能

第5配備体制下では、災害発生からの時間経過とともに、市民部防災班と協議のうえ、市民サービス部門等から平常業務を開始する。

7. 福利厚生

災害対策の第一線で勤務する職員の体力・思考力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化への対処及び、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

(1) 宿泊施設等の指定

① 宿泊及び仮眠施設

宿泊及び一時的な仮眠施設については、公共施設、市営住宅の利用、民間宿泊施設等を随時借り上げによって確保する。

② 宿泊施設の確保

ア 宿泊及び仮眠施設の確保、全体の管理、調整については総務部総務管理班で行う。

イ 派遣職員の宿泊施設は、総務部総務管理班で把握した人員によって必要数を確保する。

(2) 夜食等の調達

災害対策従事者への夜食等の配給については、企画政策部物資需給班及び総務部物資需給応援班が協定業者等から調達し、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

第3 水防活動

《基本方針》

河川等の洪水、決壊、溢水による水害を防止し、被害を最小限に抑制するため、的確な気象情報等の収集・把握、降雨の状況や水位変動の把握、災害危険箇所の巡視・点検、水防応急措置の実施等の状況に応じた水防活動を行う。

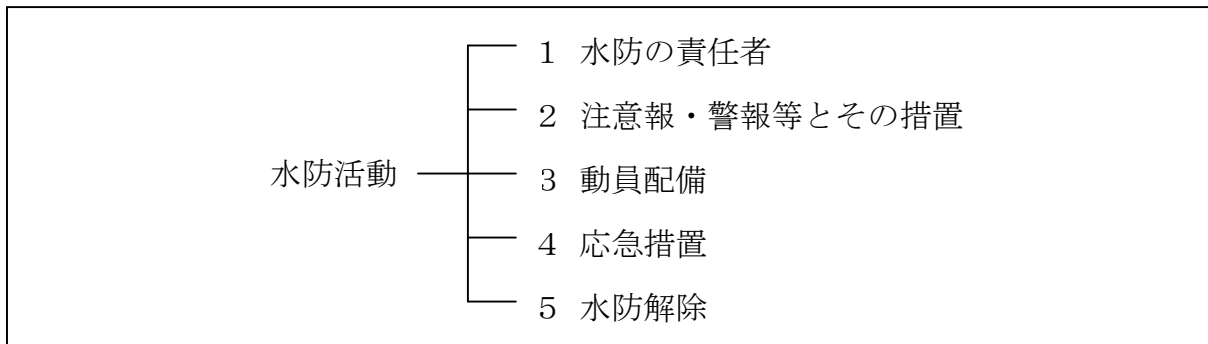
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市民部防災班、各部水防班、消防団

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 水防の責任者

(1) 水防管理者(市長)

水防管理者(市長)が所管する水防区域は印旛利根川水防事務組合(以下「水防組合」という。)の所管する水防区域を除く市内全域とする。

水防管理者(市長)は、災害発生時または災害の恐れのある場合、市内の河川・水路等の巡視・点検を行い、状況を印旛地域整備センターに報告するとともに、必要に応じて水防応急措置を行う。

(2) 印旛沼土地改良区

印旛沼土地改良区は、所管する水路等の管理及び必要に応じて水門・樋門のゲートの操作等の応急措置を行う。

2. 注意報・警報等とその措置

(1) 水防管理者(市長)は、気象庁から発表される気象注意報・警報、千葉県から通知される水位情報等により必要があると認める場合、千葉県より水防指令が発令された場合、その他水防上必要があると認める場合は、水防配備体制をとるよう指示するとともに、消防団に対応を要請する。

(2) 県は「千葉県水防計画」に基づいて、水防警報、水位情報を通知するほか、災害発生時または災害の恐れのある場合、指揮監(千葉県県土整備部河川環境課長)が水防準備体制または水防注意体制の水防指令を発令する。市は、水防指令の発令を受けて、水防準備体制の水防指令の場合は水防準備体制、水防注意体制の水防指令の場合は水防注意体制を配備する。

3. 動員配備

(1) 水防注意体制

① 設置基準

千葉県北西部または印旛に、次の気象注意報または警報が発表され市長が必要と認めたとき、指揮監(千葉県県土整備部河川環境課長)による水防注意体制の水防指令が発令されたとき、もしくは「佐倉市災害対策本部水防班活動要領」の定める基準に該当したとき、災害発生の可能性を早期に把握するために水防注意体制をとる。

- 1) 大雨注意報・警報
- 2) 洪水注意報・警報

配 備 内 容	配 備 時 期
各部水防班の職員で水防活動が円滑に行える体制とし、各水防班のうち指名された職員が各職場に登庁して出動体制を整え各職場で待機し、指示があった場合は、水位情報等の収集にあたる。	千葉県北西部または印旛に、次の気象注意報または警報が発表され市長が必要と認めたとき、指揮監(千葉県県土整備部河川環境課長)による水防注意体制の水防指令が発令されたとき、もしくは「佐倉市災害対策本部水防班活動要領」の定める基準に該当したとき。
その他の水防班員については、自宅待機とし、連絡の取れる体制をとる。	ア 大雨注意報・警報 イ 洪水注意報・警報

② 活 動

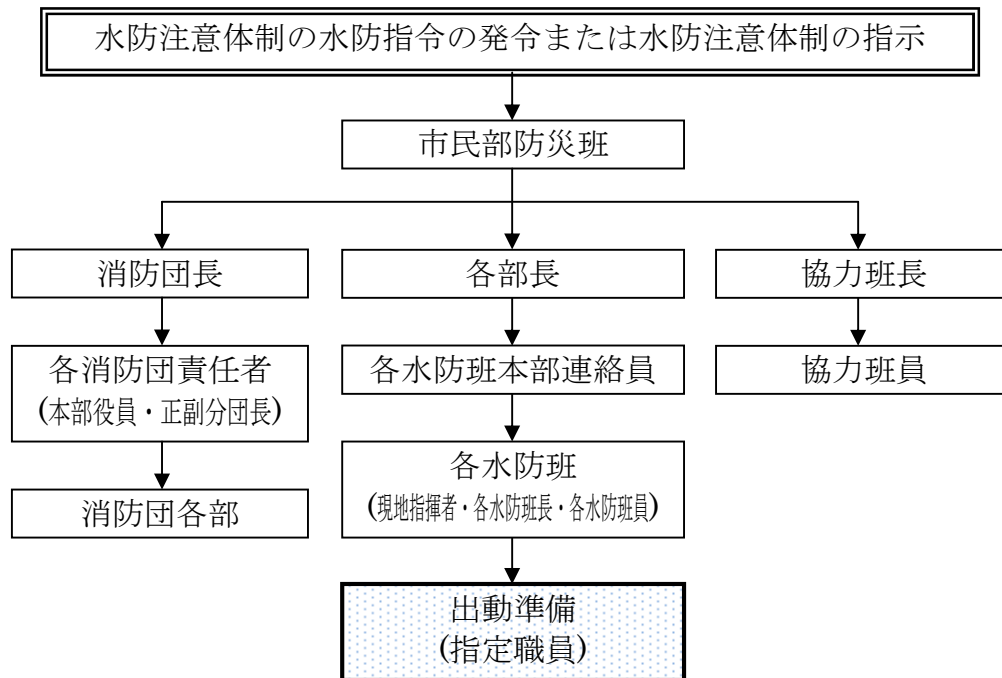
各部水防班の職員のうち指名された職員が各職場に登庁して出動体制を整え各職場で待機し、指示のあった場合は、水位情報等の収集にあたる。

その他の水防班員については、自宅待機とし、連絡の取れる体制をとる。

消防団員は自宅または機庫で待機とする。

③ 伝達系統及び配備の流れ

水防注意体制の伝達系統及び配備の流れは下記のとおりとする。なお、詳細は「佐倉市災害対策本部水防班活動要領」によるものとする。



《水防注意体制の確立》

(2) 水防警戒体制

① 設置基準

千葉県北西部または印旛に、次の気象注意報または警報が発表され市長が必要と認めたとき、指揮監(千葉県県土整備部河川環境課長)による水防警戒体制の水防指令が発令されたとき、もしくは「佐倉市災害対策本部水防班活動要領」の定める基準に該当したとき、災害発生の可能性を早期に把握するために配備する。

- 1) 大雨注意報・警報
- 2) 洪水注意報・警報

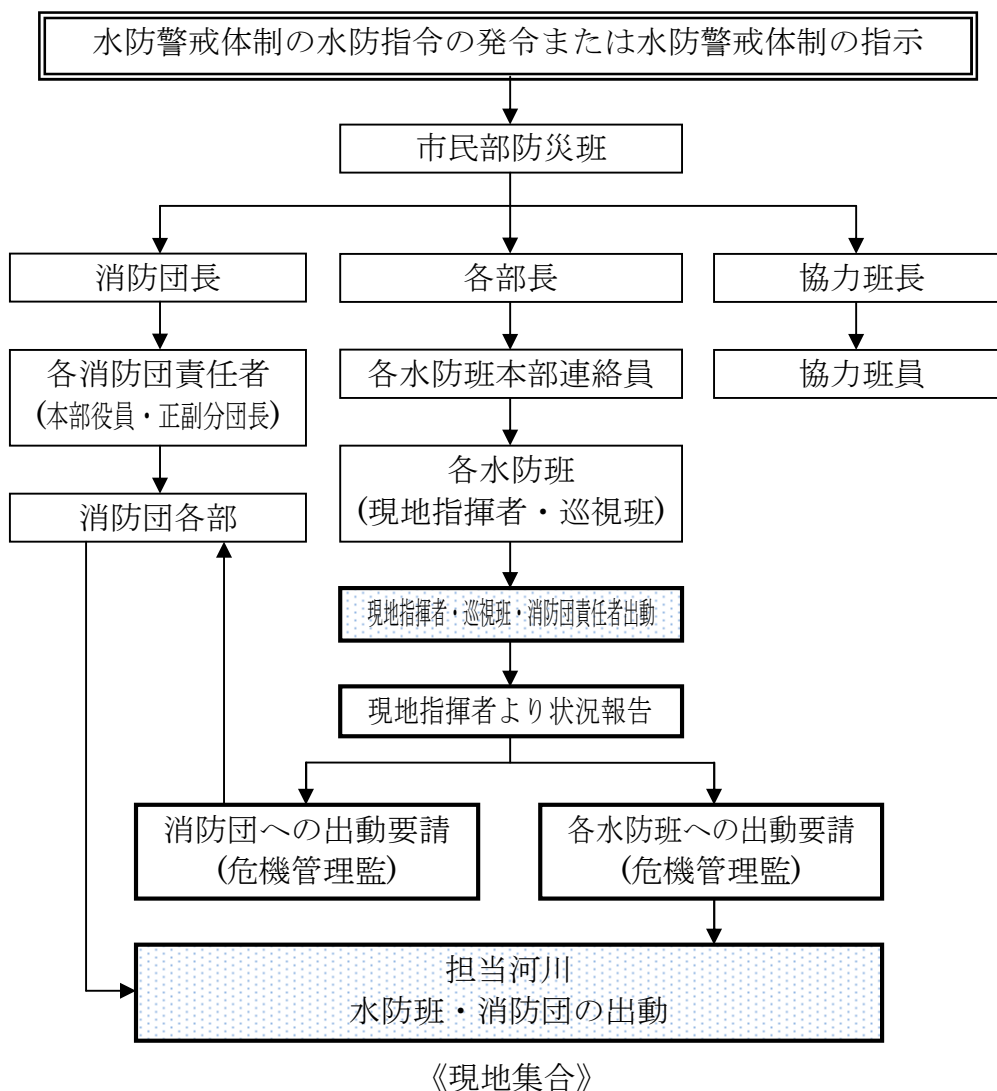
配 備 内 容	配 備 時 期
<p>各部水防班の職員で水防活動が円滑に行える体制とし、各水防班のうち現地指揮者及び巡視班の職員は現場に出動し、水位情報等を収集する。</p> <p>その他の水防班員については、各職場に登庁して出動体制を整え各職場で待機し、指示のあった場合は、現場に出動し、あらかじめ定められた業務に従事する。</p>	<p>千葉県北西部または印旛に、次の気象注意報または警報が発表され市長が必要と認めたとき、指揮監(千葉県県土整備部河川環境課長)による水防警戒体制の水防指令が発令されたとき、もしくは「佐倉市災害対策本部水防班活動要領」の定める基準に該当したとき。</p> <p>ア 大雨注意報・警報 イ 洪水注意報・警報</p>

② 活 動

- ア 各部水防班のうち現地指揮者及び巡視班の職員は定められた担当現地に出動し、水位情報等を確認する。
- イ 収集した情報は、水防班ごとに現地指揮者に取りまとめ、防災行政無線や携帯電話で本部連絡員を通じて市民部防災班に報告する。
- ウ 市民部防災班は、各水防班からの報告を取りまとめ、危機管理監に報告を行う。
また、報告を受けた水位状況により危機管理監は、印旛地域整備センターを通じ独立行政法人水資源機構千葉用水総合事務所に排水機場の稼働状況を確認し、必要に応じて印旛沼の水位の調整を依頼する。
- エ 危機管理監は、報告に基づき、必要と認めるときは、各水防班に本部連絡員を通じて出動要請を行い、当該水防班全員が現地に出動する。
また、必要と認めるときは、消防団に出動要請を行い、消防団各部はあらかじめ定められた現地に出動する。
- オ 各部水防班及び消防団の担当地区及び現地集合場所は、別途定める「佐倉市災害対策本部水防班活動要領」による。

③ 伝達系統及び配備の流れ

水防警戒体制の伝達系統及び配備の流れは下記のとおりとする。なお、詳細は「佐倉市災害対策本部水防班活動要領」によるものとする。



4. 応急措置

(1) 水防措置

河川水位が堤防高を越え被害が発生するおそれがある場合、増水によって堤防等が被害を受け危険と思われる場合、または内水氾濫が起こるおそれがある場合は、積土のう工等の水防工法による応急措置を講じるとともに、水門・樋門等の管理者(操作担当者を含む。)と連絡をし、必要な場合はゲート等の適正な開閉を行う。

また、内水氾濫のおそれがある場合は、ポンプ排水を行う。

(2) 警戒区域の設定

水防危険箇所については、必要に応じて警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講じる。

(3) 市民に対する広報

水防班は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合、人心の動揺及び被害の拡大防止のため、特に必要がある場合は、スピーカー付車両またはハンドマイク等によって周辺住民に巡回広報する。

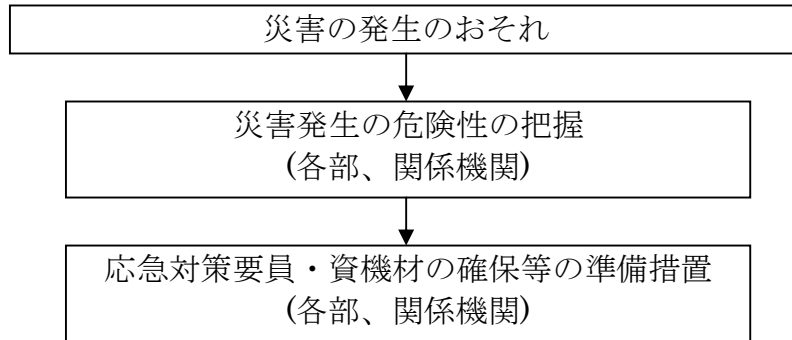
5. 水防解除

市長は、洪水等の危険性がなくなったと判断される場合は水防体制の解除を命じ、これを一般に周知するとともに、印旛地域整備センター、千葉県水防本部、関係機関等に対してその旨を報告する。

第4 警戒活動

豪雨、暴風雨等によって、土砂災害やライフライン施設に対する被害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害に備えて警戒活動を行う。

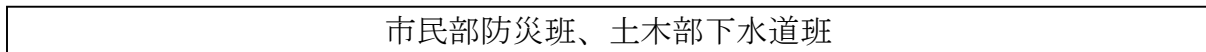
《応急対策の流れ》



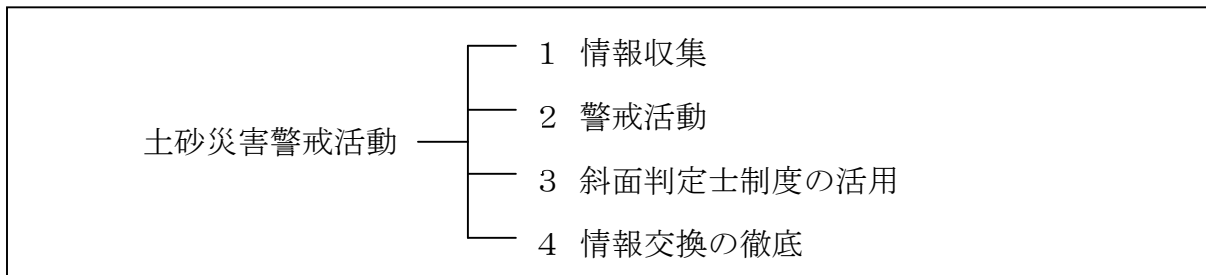
1. 土砂災害警戒活動

豪雨、暴風雨によって、土砂災害が発生するおそれがある場合は、適切な情報を収集・伝達するとともに、斜面判定士との連携によって、土砂災害危険箇所の巡視・点検を行う。

《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 情報収集

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所(土砂災害崩落危険箇所)(以下「危険区域」という。)において災害が発生し、または発生する恐れがあると予想される場合は、適切な借置を講じるため、土木部長は情報や状況等の収集に努め、速やかに関係部に連絡し警戒配備に備える。

(2) 警戒活動

各危険区域において防災パトロールを実施し、前兆現象の早期発見に努める。

また、各危険区域内の住民から前兆現象や災害の発生情報等について収集するよう努める。

(3) 斜面判定士制度の活用

市は、NPO 砂防千葉との連携によって危険区域の巡視・点検を行う。

(4) 情報交換の徹底

市は、県、他の市町村及び関係団体と気象観測情報等の交換に努める。

(5) 市民への注意喚起

市民部防災班は、県北西部または印旛に大雨警報が発表された場合、または佐倉市に土砂災害警戒情報が発表された場合は、防災行政無線等により、危険区域の住民に土砂災害に対する注意喚起を行う。

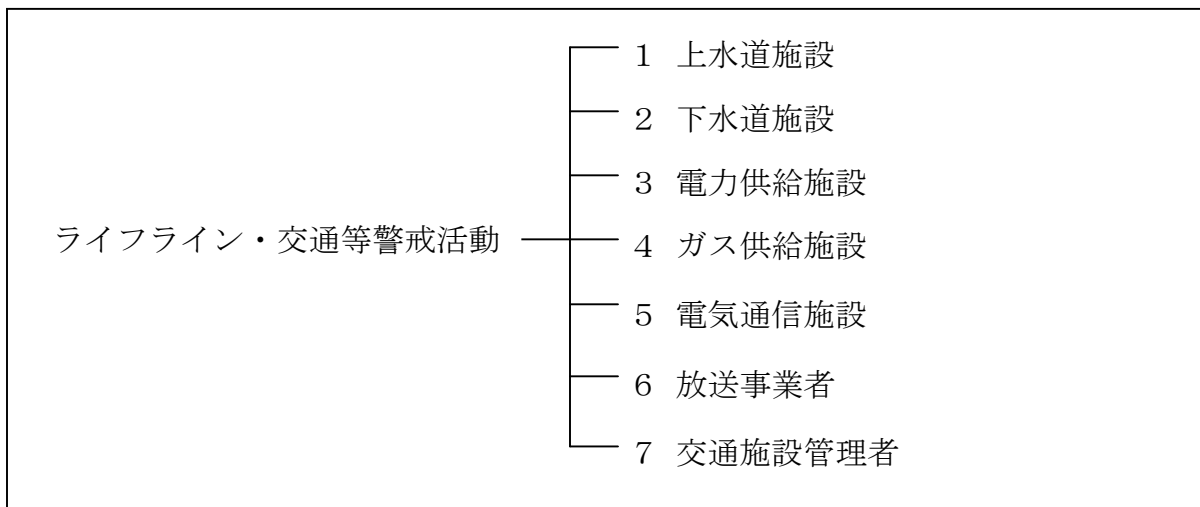
2. ライフライン・交通等警戒活動

豪雨、暴風雨によって起こる災害に備え警戒活動を行うとともに、施設の機能確保に努める。

《実施担当機関》

土木部道路班、下水道班、水道部、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 上水道施設 (水道部)

- ① 応急対策要員の確保 (待機及び非常呼集体制の確立)
- ② 応急対策用資機材の確保
- ③ 応急給水の準備

(2) 下水道施設 (土木部)

- ① 応急対策要員の確保 (待機及び非常呼集体制の確立)
- ② 応急対策用資機材の確保

(3) 電力供給施設 (東京電力株式会社成田支社、千葉支社)

- ① 応急対策要員の確保 (待機及び非常呼集体制の確立)
- ② 応急対策用資機材の確保

(4) ガス供給施設 (千葉ガス株式会社、角栄ガス株式会社)

- ① 応急対策要員の確保 (待機及び非常呼集体制の確立)
- ② 応用資機材の点検、整備、確保
- ③ ガス製造設備、主要供給路線、橋梁架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

(5) 電気通信施設 (東日本電信電話株式会社千葉支店)

- ① 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- ② 異常事態の発生に備えた監視要員または防災上必要な要員の配置
- ③ 重要回線、設備の把握、各種措置計画の点検等の実施

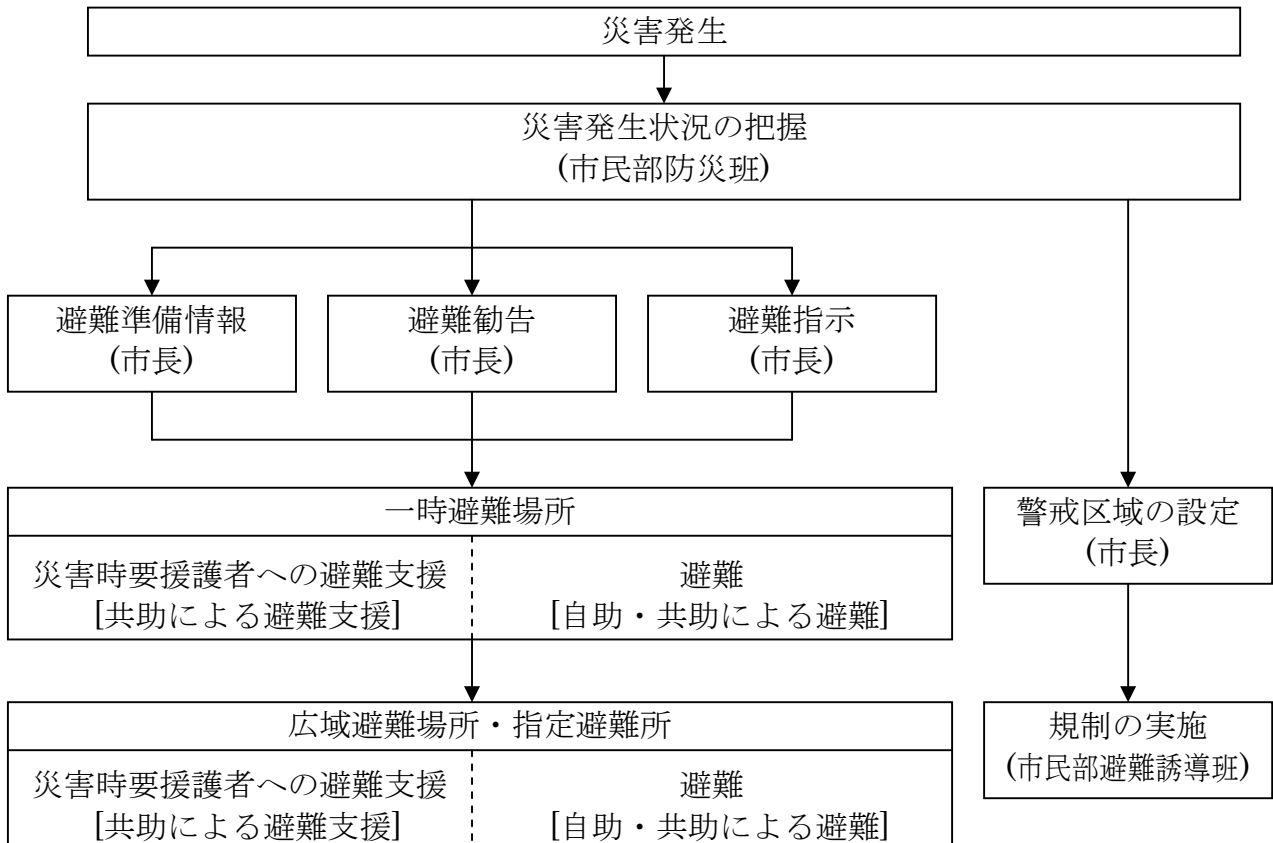
- ④ 災害対策用機器の点検、出動準備または非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施
 - ⑤ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
 - ⑥ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
 - ⑦ その他安全上必要な措置
- (6) 放送事業者(日本放送協会千葉放送局)
気象情報等の収集に努める。
- ① 電源設備、給排水設備の整備、点検
 - ② 中継・連絡回線の確保
 - ③ 放送設備・空中線の点検
 - ④ 緊急放送の準備
- (7) 交通施設管理者
気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講じる。
- ① 鉄軌道施設(東日本旅客鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、山万株式会社)
 - ア 列車の緊急停止、速度制限の実施
 - イ 適切な車内放送、駅構内放送の実施
 - ウ 安全な場所への避難誘導等
 - ② 道路管理者(千葉国道事務所酒々井出張所、印旛地域整備センター、土木部、東日本高速道路株式会社千葉管理事務所)
 - ア 通行制限または速度規制の実施
 - イ 迂回、誘導等適切な措置の実施

第5 応急避難

《基本方針》

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難準備情報、避難勧告・指示、誘導等必要な措置を講じる。

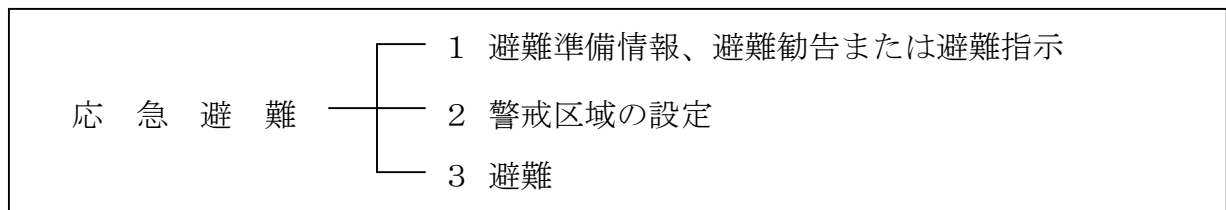
また、避難準備情報・避難勧告・避難指示に関し、具体的なマニュアルの策定を進める。
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市民部防災班、避難誘導班、福祉部福祉班、市民、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 避難準備情報、避難勧告または避難指示

風水害、土砂災害等の被害が発生する危険性がある地域の住民に対し、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市を中心として、相互に連絡をとりながら避難準備情報の発表、避難勧告または指示を行い、生命または身体の安全を確保する。

(1) 実施責任者、災害種別等

① 避難勧告または避難指示の実施責任者と災害種別等については、次のとおりとする。

【避難勧告または避難指示の実施責任者と災害種別等】

実施責任者	種別	勧告または指示を行う要件	根拠法規
市長 災害の発生により市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは知事	災害全般	住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立ち退きの勧告または指示を行う。	災害対策基本法第60条
警察官		(1) 市長から要請があった場合 (2) 市長が避難の指示をできないと認められかつ指示が急を要する場合 (3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要する場合	(1)(2)は災害対策基本法第61条警察官職務執行法第4条
知事、その命を受けた職員、水防管理者	洪水	洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。	水防法第22条
知事、その命を受けた職員	地滑り	地滑りによって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認められる区域の住民に対して避難の指示を実施する。	地すべり防止法第25条
消防長または消防署長	災害全般	火災の拡大またはガスの拡散等が迅速で、人命の危険が著しく切迫していると認める場合	消防法第23条の2
自衛官		災害派遣を命じられた部隊の自衛隊は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいない場合	自衛隊法第94条

② 避難準備情報の発表

避難準備情報は、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階において、市長が実施責任者となり発表する。

(2) 避難準備情報、勧告または指示の内容等

災害が発生し、または発生の恐れがある状況に応じて、避難準備情報、避難勧告及び指示を発表・発令する。

また、具体的な発表・発令基準について定めておくものとし、常に情勢に適合した基準となるよう努めるものとする。

① 避難準備情報（要援護者避難情報）

	内 容
発表時の状況	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。
住民に求める行動	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、定められた避難場所への避難行動を開始し、避難支援者は支援行動を開始する。 ・その他住民は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難するための準備を開始する。
発表内容	・発表者 ・発表日時 ・対象地域 ・避難準備情報を発表する理由 ・避難に際しての携帯品 ・避難方法 ・避難場所
伝達方法	・広報車 ・防災行政無線 ・電話による口頭伝達 ・メール配信 ・市ホームページ ・L字放送（ケーブルネット296） ・テレビ・ラジオ放送（必要に応じ）

② 避難勧告

	内 容
発令時の状況	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。
住民に求める行動	・通常の避難行動ができる者は、定められた避難場所への避難行動を開始する。
発表内容	※避難準備情報に準じる。
伝達方法	※避難準備情報に準じる。

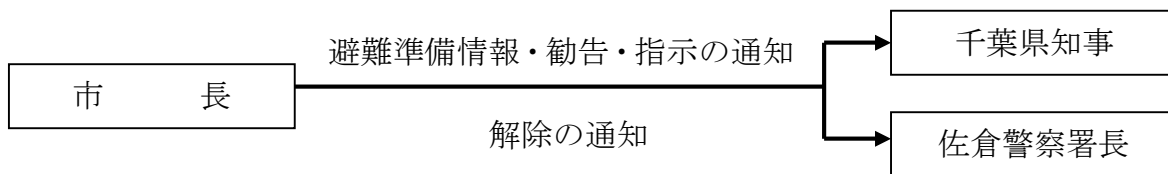
③ 避難指示

	内 容
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・人的被害の発生した状況。
住民に求める行動	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 ・避難をしていない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をとる。
発表内容	※避難準備情報に準じる。
伝達方法	※避難準備情報に準じる。

(3) 避難準備情報、避難勧告または指示の関係機関への通知

① 市長が避難準備情報の発表、避難勧告または指示を行った場合

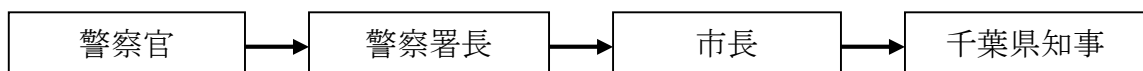
市長は、避難準備情報の発表、避難勧告または指示を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。



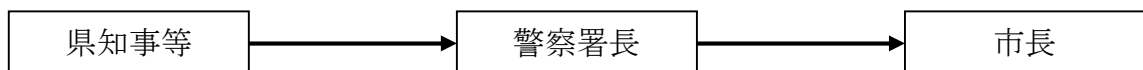
② 市長以外が避難勧告または指示を行った場合

市長以外が避難勧告または指示を行った場合は、直ちに市民部防災班に報告し、市長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。

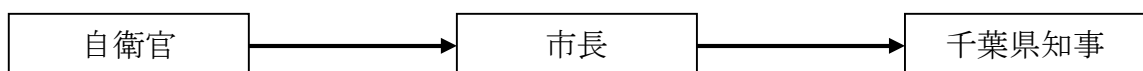
ア 警察官の措置（災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条）



イ 県知事またはその命を受けた県職員等の措置（地すべり等防止法第25条 水防法第22条）



ウ 自衛官の措置（自衛隊法第94条）



(4) 避難準備情報、避難勧告または指示の内容

市長等が避難の勧告または指示を行う場合は、状況の許すかぎり次の各号に掲げる事項を明らかにしてこれを行う。

- ① 避難対象地域(町名、施設等)
- ② 避難先(避難場所の名称)
- ③ 避難経路(避難場所への安全な順路)
- ④ 避難準備情報、避難勧告または指示を発令した理由
(避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等)
- ⑤ その他必要な事項
(避難行動時の最小携帯品、災害時要援護者の優先避難・介助の呼びかけ等)

(5) 避難準備情報、避難勧告または指示の解除

市長は、避難の必要がなくなった時は、直ちにその旨を公示し、同時に県知事に報告する。

2. 警戒区域の設定

住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限・禁止、または当該区域からの退去を命じる。

(1) 警戒区域の設定

災害が発生し、またはまさに災害が発生しようとしている場合において、住民等の生命または身体に対する危険を防止する必要があると認める場合は、警戒区域を次の要領で設定する。

なお、県への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

- ① 市長は、その職権によって警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域への立ち入りを禁止し、または当該区域からの退去を命じる。ただし、危険が切迫し市長が発令するいとまのない場合は、危機管理監またはその他の関係部長が実施する。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。
- ② 警察官は、前記の職員が現場にいない場合、またはこれらの者から要求があった場合は、この職権を代行することができる。この場合、事後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。
- ③ 警戒区域の設定に必要な措置は、市民部、消防本部、その他関係部が連携し、佐倉警察署等の協力を得て実施する。

(2) 規制の実施

- ① 市長は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- ② 市長は、警戒区域を設定した場合、警察署長に協力を要請して警戒区域から退去、または立入禁止の措置をとる。
- ③ 市長は、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

3. 避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互の連携のもとに、災害時要援護者に配慮しつつ、避難準備情報・避難勧告・指示等必要な措置を講じる。

(1) 一時避難場所への避難

一時避難場所への住民の避難は、自助・共助による避難を基本とする。

また、災害時要援護者に対しては、自主防災組織、自治会・町内会等の共助により避難支援を実施する。

(2) 広域避難場所・指定避難所への避難

指定避難所への住民の避難は、自助・共助による避難を基本とする。

また、災害時要援護者に対しては、自主防災組織、自治会・町内会等の共助により避難支援を実施する。

(3) 学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育所、事業所、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権原者等が、避難誘導を実施する。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。

(5) 避難路の選定

指定避難所への誘導にあたり、二次災害防止のため、土砂災害等の発生のおそれのない、安全な避難路を早急に確認し、選定するものとする。

(6) 情報伝達

避難準備情報・避難勧告・指示の発表・発令状況、指定避難所の開設の状況、安全な避難路等を住民に周知するため、防災行政無線や広報車等により情報の伝達を行う。

特に、災害時要援護者等に対しては、確実に伝達できるよう配慮するものとし、事前に情報伝達体制を確立するよう努めるものとする。

(7) 避難にあたっての留意点と方法

① 避難にあたっての留意点

避難にあたり、次の事項を周知徹底する。

ア 避難に際しては、必ず火気・電気・危険物等の始末を完全に行う。

イ 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じる。

ウ 非常持出し品等は最小限にとどめる。

② 避難の方法

避難は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

ア 避難者は地区内の公園・空地等に集合し、事前に選定した安全な経路を歩いて徒歩で避難する。

イ 避難にあたっては、災害時要援護者を優先とし、避難支援を実施する。

ウ 避難場所が火災等で危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する。

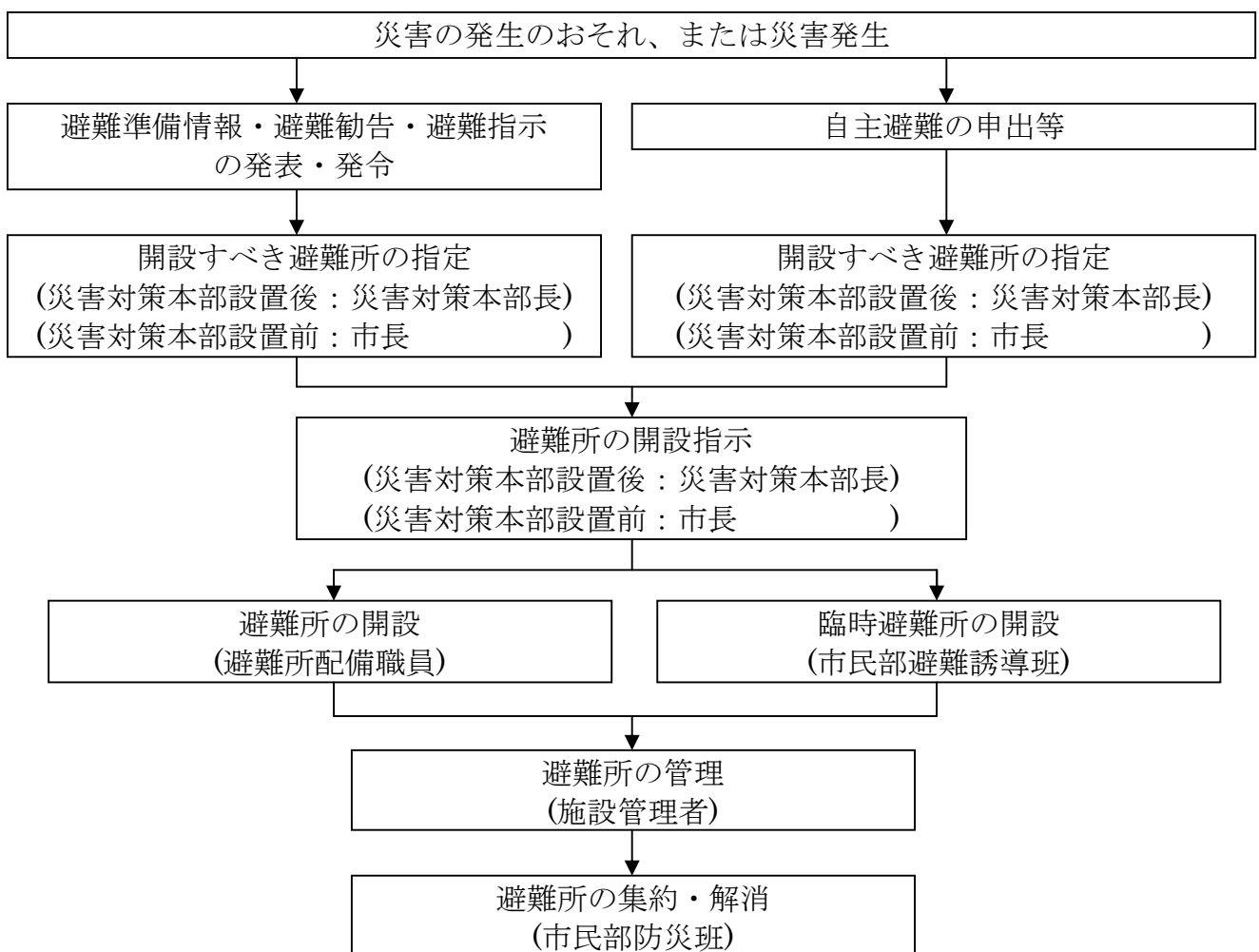
第6 避難所の設置・管理

市は、災害が発生するおそれがある場合や災害による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする住民を臨時に収容する避難所の設置を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、県が行い、市はこれを補助する。

また、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、事務に着手する。

なお、県は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市に行わせることができるものとする。

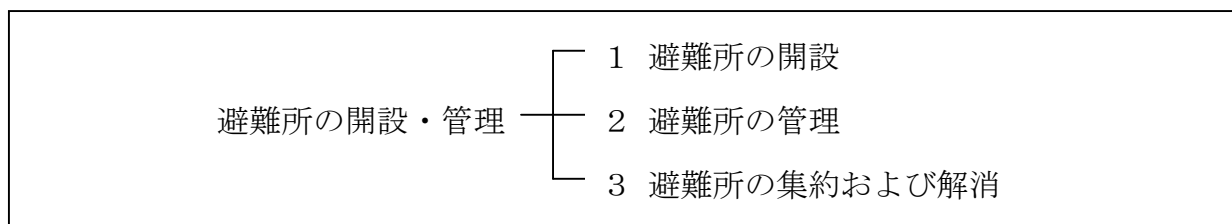
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市民部、福祉部、施設管理者、避難所配備職員

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 避難所の開設

避難収容が必要な場合は、速やかに避難所を開設する。

(1) 避難所の開設基準

- ① 避難準備情報、避難勧告、避難指示が発表・発令された場合。
- ② 市民から自主避難をしたい旨の申出があった場合など、避難所を開設する必要があると認められた場合。

(2) 避難収容の対象者

- ① 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- ② 避難準備情報、避難勧告・指示が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者
- ③ 交通網の不通により、帰宅が困難になった者
- ④ その他、収容が必要と認められる者

(3) 避難所の開設方法

- ① 避難準備情報、避難勧告、または避難指示を発表・発令する場合、開設すべき避難所を指定し、当該避難所に配備されている職員を招集するものとする。また、臨時の避難所を開設する場合にあっては、市民部避難誘導班の職員をもって開設するものとする。
- ② 市民から自主避難をしたい旨の申出があった場合など、避難所の開設の必要があると認める場合、災害対策本部長(市長)が、避難所の開設について指示を行う。

避難所長及び副所長は、開設の指示があった場合は、速やかに避難所配備職員に参集するよう指示を行うとともに避難所の開設を行う。

また、臨時の避難所を開設する場合にあっては、市民部防災班の指示により市民部避難誘導班の職員をもって開設するものとする。

(4) 臨時の避難所

- ① 指定された避難所だけでは不足する、または指定された避難所より近い避難所として利用可能な施設が存在する場合

事前に指定されている避難所だけでは避難者の収容が困難な場合や指定された避難所より近くに避難所として利用可能な施設が存在し、当該施設を避難所として開設することが望ましいと判断される場合、市民部防災班は、災害対策本部長(市長)の指示により、指定避難所となっていない市の施設を臨時の避難所として開設する。

また、市民部防災班は、市の施設以外の公共の施設管理者及び民間の施設管理者に対し、臨時の避難施設としての施設の提供を要請する。

- ② 指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合

市民部避難誘導班は、避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所にスペースがない場合は、市民部防災班を通じ、災害対策本部長(市長)に協議するとともに、施設管理者の同意を得たうえで、臨時の避難所を開設する。

- (5) 臨時避難所の開設
 - ① 臨時避難所を開設する場合は、市民部避難誘導班から職員を派遣する。
 - ② 開設後は、指定避難所と同等に扱う。
- (6) 関係機関への通知
 - 市民部防災班は、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

2. 避難所の管理

自主防災組織、自治会・町内会等を中心とした住民組織の協力を得て、避難所を運営する。

- (1) 管理責任者
 - 避難所の管理責任者は、当該施設の職員または指名された者（避難所長）とする。
- (2) 運営主体
 - 自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。
- (3) ボランティアの役割
 - ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。
- (4) 避難所の管理
 - ① 避難者記録簿の作成
 - 管理責任者は、各世帯に避難者カードを配布・回収のうえ、これを基に避難者記録簿をできる限り早期に作成する。
 - ② 食糧、生活必需品の請求
 - 管理責任者は、避難所物品要望票を配布・回収したうえ、これを基に避難所全体での食糧、生活必需品、その他物資の必要数を集約し、企画政策部物資需給班に報告する。企画政策部物資需給班は取りまとめた後、総務部物資需給応援班とともに必要物資を調達する。
 - また、到着した食糧や物資を受け取った場合は、そのつど避難所物品受払簿に記入のうえ、ボランティア・NPO等の協力を得て配布する。
 - ③ 医療・助産・防疫・救護
 - 管理責任者は、避難者記録簿の作成時に、避難者の傷病状況等も把握し、医療防疫班に救護所の設置、医師の派遣等の要請を行う。
- (5) 災害時要援護者への配慮
 - ① 管理責任者は、避難所を開設した場合、自主防災組織、自治会・町内会等やボランティア・NPO等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を把握し、これらの者に対して健康状態等について調査を行い、所定の調査用紙に記載する。
 - 管理責任者は、調査結果を取りまとめ、支部を通じて福祉部福祉班に報告を行う。
 - ② 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食糧、生活必需品等の調達を、福祉部福祉班に要請する。福祉部福祉班は、管理責任者からの要請を取りまとめ、企画政策部物資需給班に調達要請を行う。企画政策部物資需給班は、総務部物資需給応援班とともに必要物資を調達する。
 - 到着した食糧や物資を受け取った場合は、管理責任者は、そのつど避難所物品受払簿（災害時要援護者用）に記入のうえ、ボランティア・NPO等の協力を得て配布する。
 - また、管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者の状況等を災害時要援護者記録簿に取りまとめ、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

③ 福祉部福祉班は、調査結果及び災害時要援護者名簿に基づき、必要に応じて老人福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう関係機関に要請する。

(6) プライバシー保護

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保に留意する。

3. 避難所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

- (1) 本部長(市長)から集約及び解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。
- (2) 管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を、市民部防災班に電話や無線にて報告するとともに、施設管理者(学校長等)にも報告する。

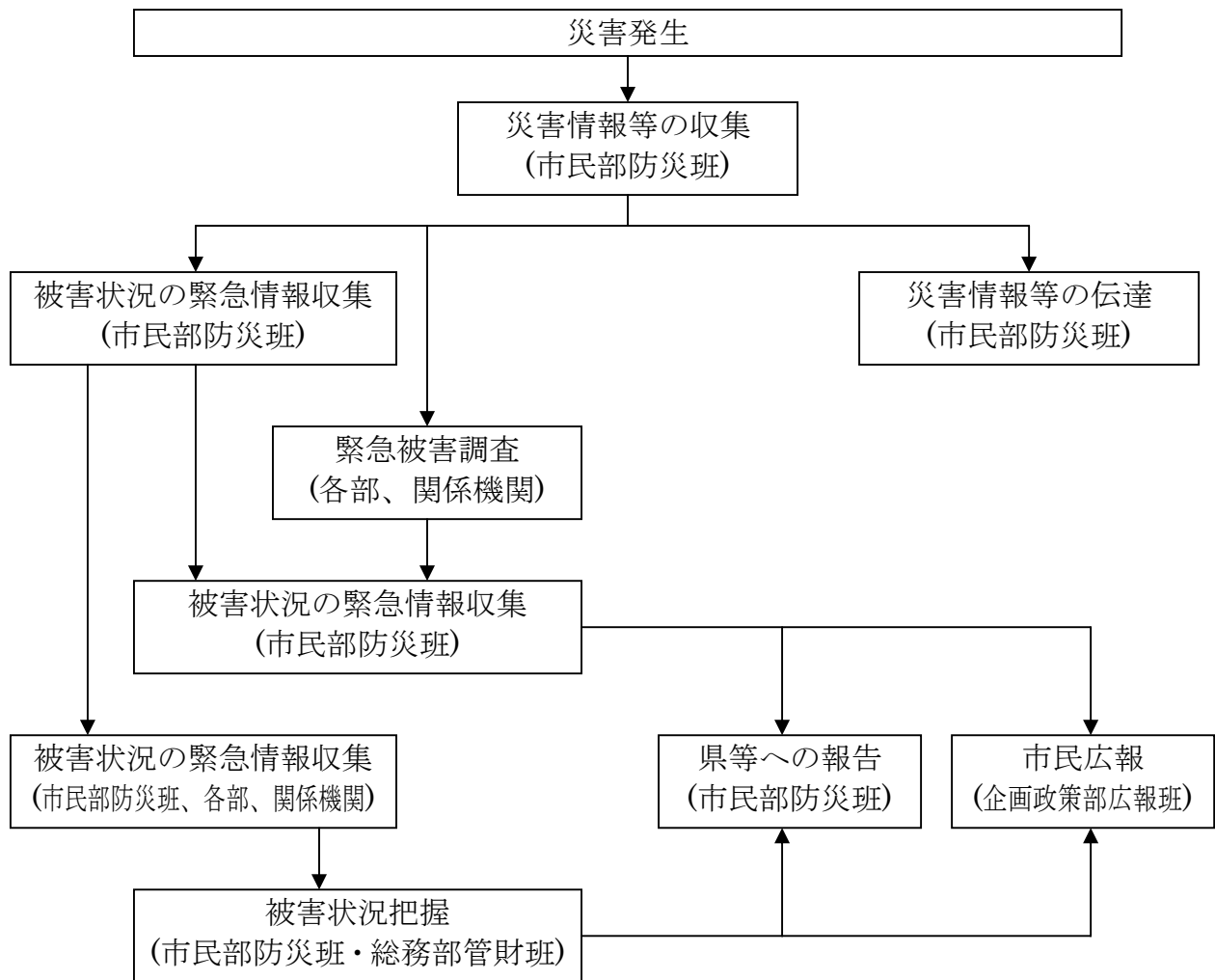
第2節 災害発生後の活動

第1 情報の収集・伝達・報告

《基本方針》

災害発生後、県及び関係機関との連携協力のもとに、直ちに千葉県防災行政無線や千葉県防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集・伝達活動を行う。

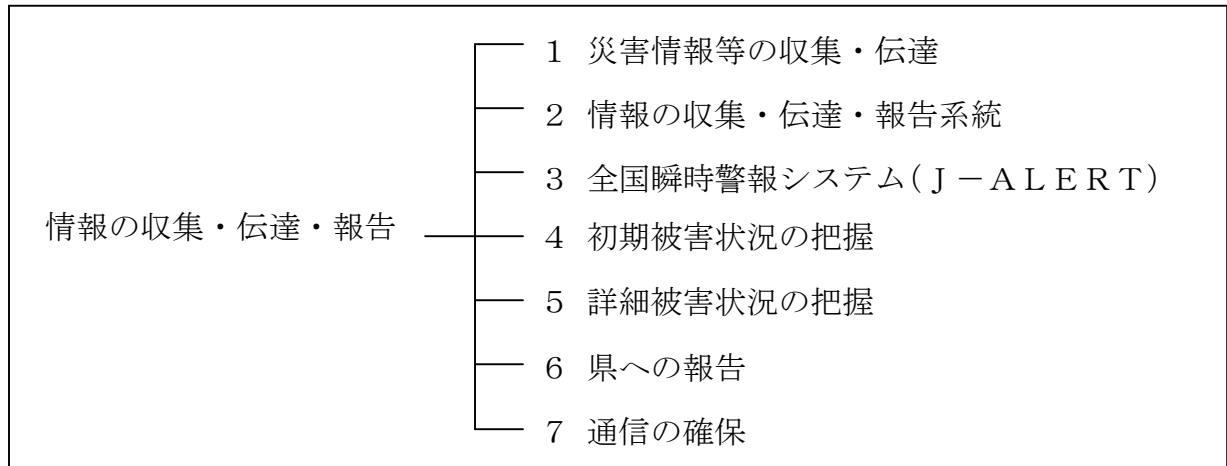
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

各部、関係機関

《対策の体系》



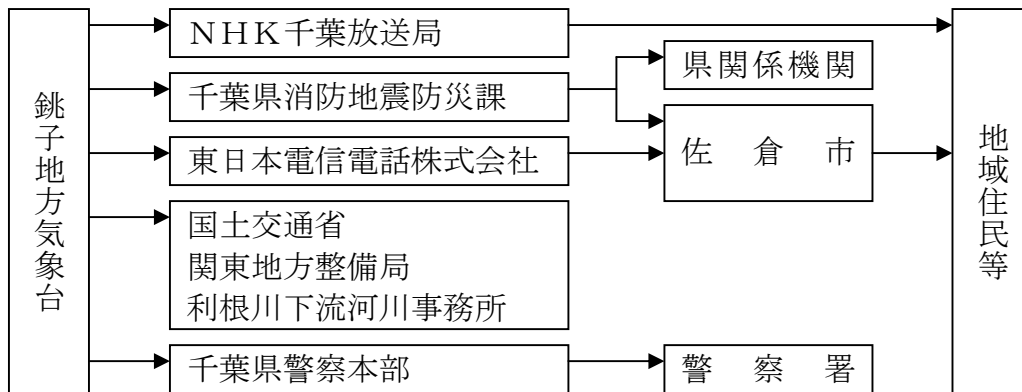
《対策の展開》

1. 災害情報等の収集・伝達

(1) 注意報・警報等

- ① 市民部防災班は、防災行政無線、千葉県防災情報システム及び電話等を通じて、気象庁等の発表する注意報・警報等を速やかに収集する。
- ② 通信回線の障害・不通時は、災害に関する情報をテレビ・ラジオから入手するよう努める。

【注意報・警報等の伝達系統】



(2) 火災情報

- ① 火災発生の通報は、通常の場合、市民からの119番通報による。
- ② 電話不通時は、市民から各消防署等への通報及び避難所長の情報による。

(3) 異常現象の発見及び通報

- ① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市または警察署に通報する。

- ② 市長は異常現象の通報を受けた場合、県及び関係機関に通報し、状況に応じて警戒区域等の設定を行い、または関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

2. 情報の収集・伝達・報告系統

収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び関係機関の間で迅速かつ的確に伝達・報告できる系統を確保する。

(1) 情報の収集・伝達手段

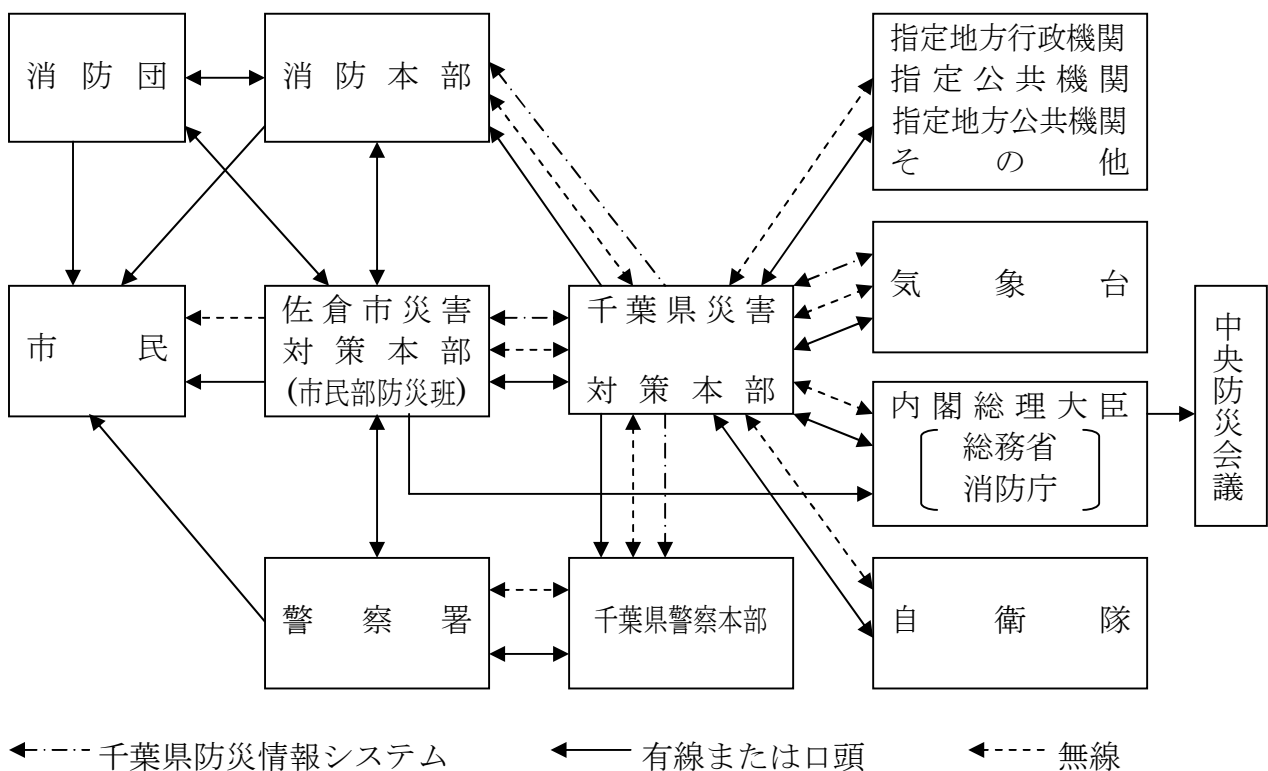
災害発生時における佐倉市の情報の収集・伝達手段は次のとおりとする。

- ① 千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム
- ② 電話、携帯電話、FAX、インターネット等の通信手段
- ③ 自動車、バイク、自転車を用いた伝令

(2) 広域的な災害情報通信連絡系統

① 通信連絡系統

災害時の情報連絡の流れは次のとおりである。



② 通信連絡手段

ア 千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システムにより、県災害対策本部と直接情報連絡を行う。

イ 千葉県防災行政無線等により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。

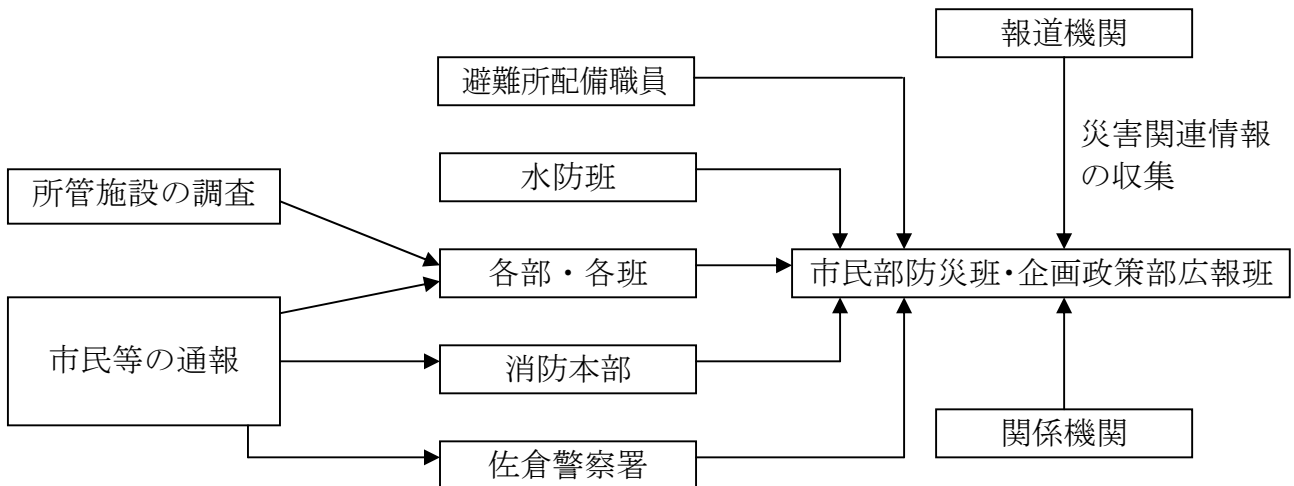
ウ 保有する防災行政無線等を中心に、市の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。

エ 緊急を要する通信を確保し、または優先通信の途絶に対処するため、非常(緊急)通話もしくは非常(緊急)電報及び非常通信を活用するよう、東日本電信電話株式会社及び各施設管理者の協力を確保しておく。

(3) 佐倉市における情報収集・伝達系統

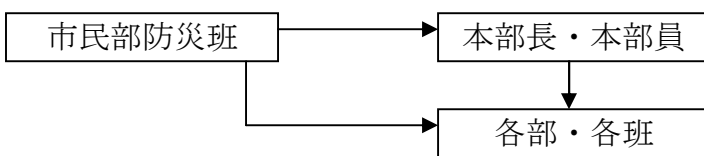
災害発生時における佐倉市の情報収集・伝達系統は次のとおりとする。

① 情報収集系統

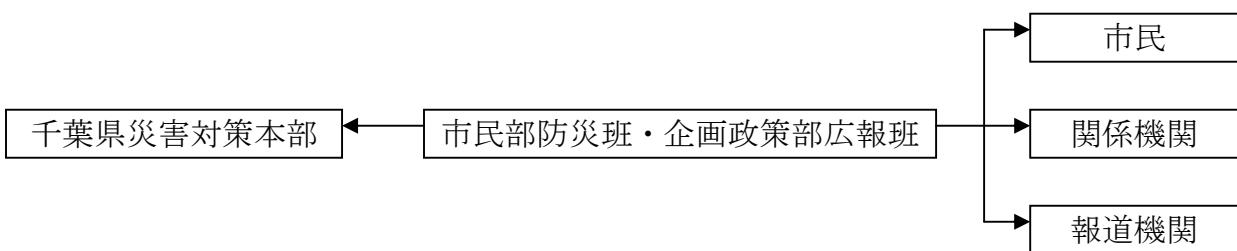


② 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 市民及び関係機関との伝達系統



3. 全国瞬時警報システム (J-ALERT)

気象庁より提供される警報等を住民に迅速に伝達するため、全国瞬時警報システム (J-ALERT) の整備を行い、防災行政無線による伝達を行う。

4. 初期被害状況の把握

応急対策活動、広域応援要請等を実施する上で必要となる概括的な被害状況について、把握する。

(1) 被害状況の緊急情報収集

各実施担当者は、収集した情報を市民部防災班に報告する。

① 実施担当者と収集すべき情報

ア 市民部防災班

関係機関から概括的な被害情報収集を行う。

イ 企画政策部広報班・市民部防災班

テレビ・ラジオ、新聞等の報道による情報を収集する。また、水防班からの現地の被害情報等を収集するとともに、各部から情報収集を行う。

ウ 市民部市民生活班

市民からの電話通報等によって、概括的な被害情報収集を行う。

エ 健康こども部医療防疫班

医療機関で治療を受けている傷病者等の情報収集を行う。

オ 水防班

担当地区の概括的な被害情報収集を行う。

② 情報収集の手段

ア 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを用いる。

イ 電話、携帯電話、FAX、インターネット等を用いる。

(2) 緊急被害調査

各実施担当者は、調査した被害状況を市民部防災班に報告する。

① 実施担当者

ア 避難所配備職員

時間外において、大規模な風水害による被害が発生し、避難所を開設した場合、避難所周辺の被害調査を実施し、担当避難所において調査結果を取りまとめ、市民部防災班に報告する。

イ 水防班

あらかじめ定められた担当地区周辺の被害調査を実施し、調査結果を取りまとめ、市民部防災班に報告する。

ウ 各部各班

事務分掌に基づき、概括的な被害調査を実施する。

② 調査内容

ア 概括的な被害状況調査

イ 道路・橋梁等の被害状況調査

ウ 河川・調整池等の被害状況調査

エ 土砂災害等危険箇所調査

オ ライフライン施設の被害状況調査

カ 建物の被害状況調査

キ その他災害の発生拡大防止措置上必要な調査

③ 調査の手段

市が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等とする。

(3) 被害情報の概括的把握

市民部防災班は、被害状況の緊急情報収集、緊急被害調査に基づき、概括的な被害状況を把握する。

把握すべき情報は次のとおりである。

- ① 災害情報
- ② 市民の安否等に関する情報
- ③ 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報
- ④ 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報(対策実施能力の現況を含む)
- ⑤ 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報(人的被害に関わる範囲)
- ⑥ 交通施設・ライフライン等の被災の有無に関する情報(対策実施能力の現況を含む)
- ⑦ 産業施設等の被災の有無に関する情報(対策・復旧活動支援、市民の生活基盤)

5. 詳細被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施する。

(1) 各部所管施設の被害状況の把握

- ① 各部各班は、所管施設の被害状況を調査し、市民部防災班へ報告する。
- ② 各部各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに市民部防災班へ報告する。
- ③ 被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

(2) 把握する内容

災害発生後の早い段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。

把握する内容		担当部・班
人的被害	死者、行方不明者の状況	市民部防災班・健康こども部医療防疫班
	負傷者の状況	市民部防災班・健康こども部医療防疫班
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	税務部税務班
	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	総務部管財班・各部
	被災宅地危険度判定	都市部宅地危険度判定班
非住家被害	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	税務部税務班
	被災宅地危険度判定	都市部宅地危険度判定班
その他被害	田畑、農業用施設の被害状況	経済環境部農政対策班
	文教施設の被害状況	教育委員会各班
	医療機関の被害状況	健康こども部医療防疫班
	道路、橋梁の被害状況	土木部道路班

把握する内容		担当部・班
その他被害	河川、水路、調整池の被害状況	土木部下水道班
	水道施設の被害状況	水道部
	下水道施設の被害状況	土木部下水道班
	ごみ処理施設等の被害状況	経済環境部環境対策班
	電気、ガス、水道、鉄道の被害状況	市民部防災班・関係機関
罹災状況	罹災世帯数、罹災者数	税務部税務班
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育委員会各班
	農業用施設の被害金額	経済環境部農政対策班
	その他公共施設の被害金額	総務部管財班・各部
	農林・商工の被害金額	経済環境部各班
避難状況、 応急対策の 状況	避難場所の状況	市民部避難誘導班・各避難所
	災害時要援護者の避難状況	福祉部福祉班
	応急給水	水道部
	給食の状況	教育委員会学校教育班
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	健康こども部医療防疫班
	防災活動に必要な情報及びその他 応急対策に必要な状況	市民部防災班

※ なお、住家被害調査をするにあたり、都市部建築物危険度判定班は、税務部税務班に対し、必要な技術支援を行うものとする。

(3) 被害状況の集約

① 情報の集約

市民部防災班は、各部から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

ア 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等

イ 被害分布図等の作成

② 被害情報等の整理

市民部防災班は、取りまとめた情報を常に整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

(4) 被害状況に基づく判断

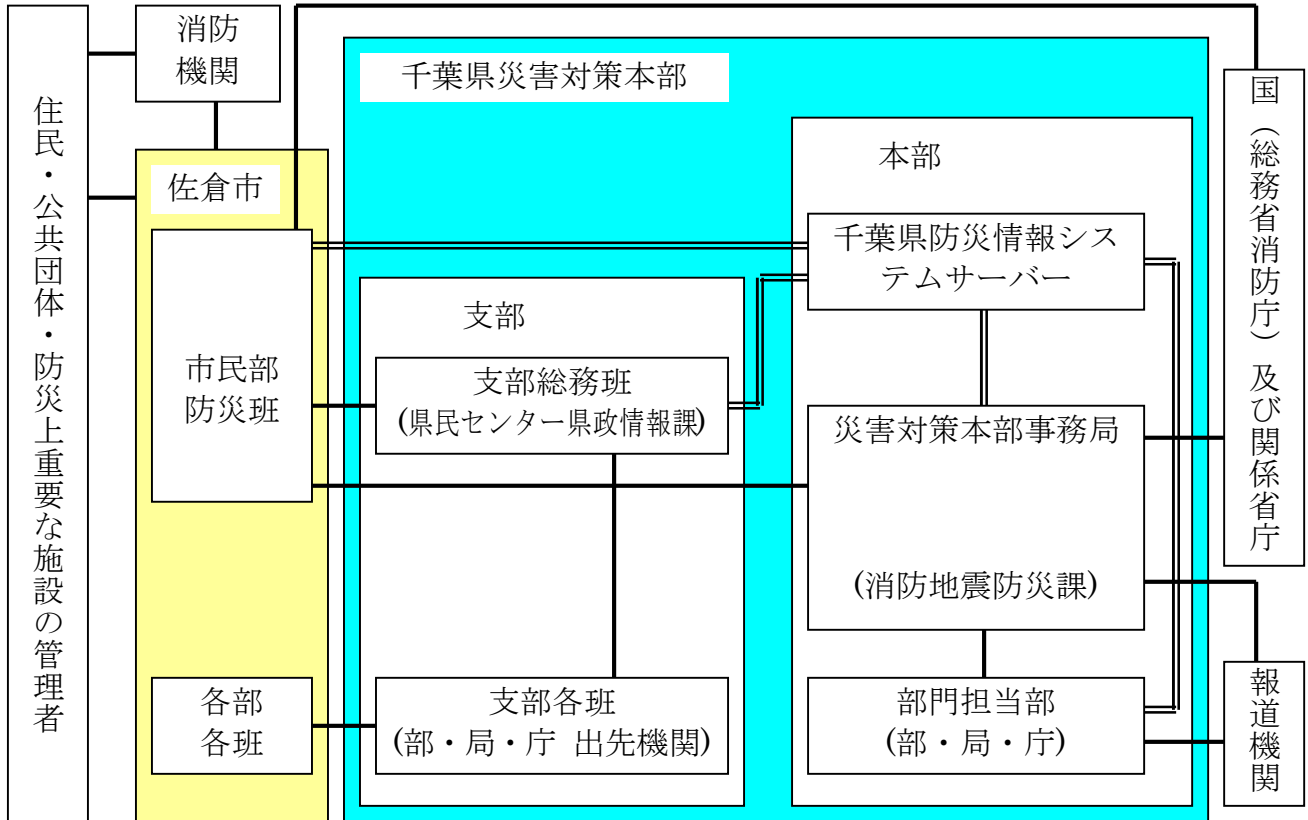
市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、市民部防災班は、県に対して応援要請を行う。

6. 県への報告

市及び県は災害が発生した場合または発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



- ==== 千葉県防災情報システムによる報告ルート
- 電話・FAX等による報告ルート

- 本部事務局：県災害対策本部事務局
(災害対策本部未設置の場合は、消防地震防災課)
- 部門担当部：県災害対策本部の部
(災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁)
- 支部総務班：県災害対策本部支部総務班
(災害対策本部未設置の場合は、北総県民センター県政情報課)

(2) 報告すべき事項等

① 報告の種別等

本部事務局(県消防地震防災課)への報告の種別、時期及び方法は、資料編「報告一覧」のとおりとする。

② 市が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所または地域

エ 被害の状況(被害の程度等は資料編「被害の認定基準」に基づき判定する。)

オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

1) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

2) 主な応急措置の実施状況

3) その他必要事項

カ 災害による住民等の避難の状況

キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

ク その他必要事項

(3) 市が実施する情報収集・報告

市域に災害が発生したとき、または発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話、FAX、防災行政無線により県本部事務局(県消防地震防災課)に報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領」により、第1報等について県と併せて国(総務省消防庁)に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を国(総務省消防庁)及び県に報告する。

(4) 収集・報告に当たって留意すべき事項

① 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

② 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び部内の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意し、正確な数値の把握に努める。

③ 市は、情報収集の迅速・正確を期すため、情報収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。特に災害発生初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

④ 市は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、または被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県、関係機関等に応援を求めて実施する。

⑤ 市は、罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

(5) 千葉県被害情報等報告要領

佐倉市地域防災計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県被害情報等報告要領」によるものとする。

(6) 報告責任者の選任

市及び関係機関は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておく。

総括責任者：市における被害情報等の報告を統括する。…… 1名

取扱責任者：市における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。

市において所掌事務等を勘案して定める。

(7) 勤務時間外における県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、県(消防地震防災課)への災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

① 千葉県防災行政無線

電 話(地上系) 500-7225 (県防災行政無線統制室)

(衛生系) 012-500-7225 (//)

F A X(地上系) 500-7110 (//)

(衛生系) 012-500-7110 (//)

② 一般加入電話

電 話 043-223-2178 (//)

F A X 043-222-5219 (//)

(8) 被害状況等報告

① 詳細状況の判明及び被害状況に変化があった場合の対応

災害発生後の県への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、または被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。

② 報告の方法

市民部防災班は、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、電話・F A X等によって報告する。

③ 応急措置完了後の対応

応急措置が完了した場合は、被害状況等報告様式の全項目について報告する。報告の方法は前記同様、千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システム、電話・F A X等で行うとともに、事後速やかに文書によって報告する。

7. 通信の確保

災害時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

(1) 無線通信機能の点検及び復旧

市民部防災班は、防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。

(2) 通信連絡態勢

① 通信連絡の確保

各機関は、災害時における相互間の通知、要請、指示、通報、伝達、その他必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際における通信連絡を確保する。

② 指定電話及び連絡責任者

- ア 市及び関係機関は、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図るものとする。
- イ 各機関は、災害時には指定電話を平常業務に使用することを制限し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡に当たるものとする。
- ウ 関係機関は、指定電話及び連絡責任者に変更があった場合は、すみやかに佐倉市防災会議の庶務担当(市民部交通防災課)に修正報告しなければならない。

③ 千葉県消防地震防災課に報告する場合の通信

ア 千葉県防災行政無線

電 話(地上系)	500-7361	(県消防地震防災課)
(衛生系)	012-500-7361	(")
F A X(地上系)	500-7298	(")
(衛生系)	012-500-7298	(")

イ 一般加入電話

電 話	043-223-2175	(")
F A X	043-222-5208	(")

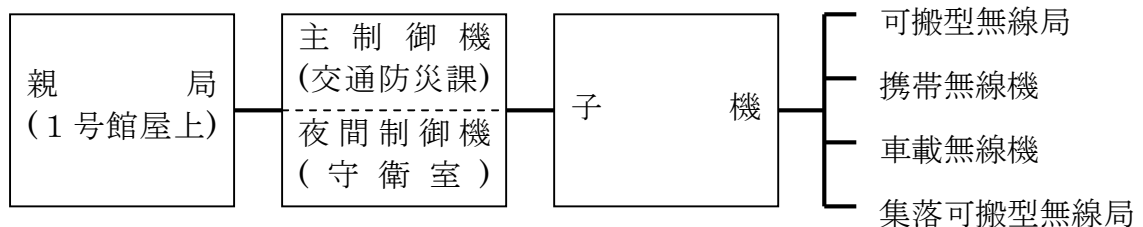
(3) 種類別通信設備の利用

① 防災行政用無線(移動系)

災害の発生または発生の恐れがある場合における各部各班への指示、通知、伝達その他必要な連絡等の通信を行う。

移動系無線の通信系統は次のとおりである。

【防災行政無線(移動系)系統図】



周波数：466.6625MHz

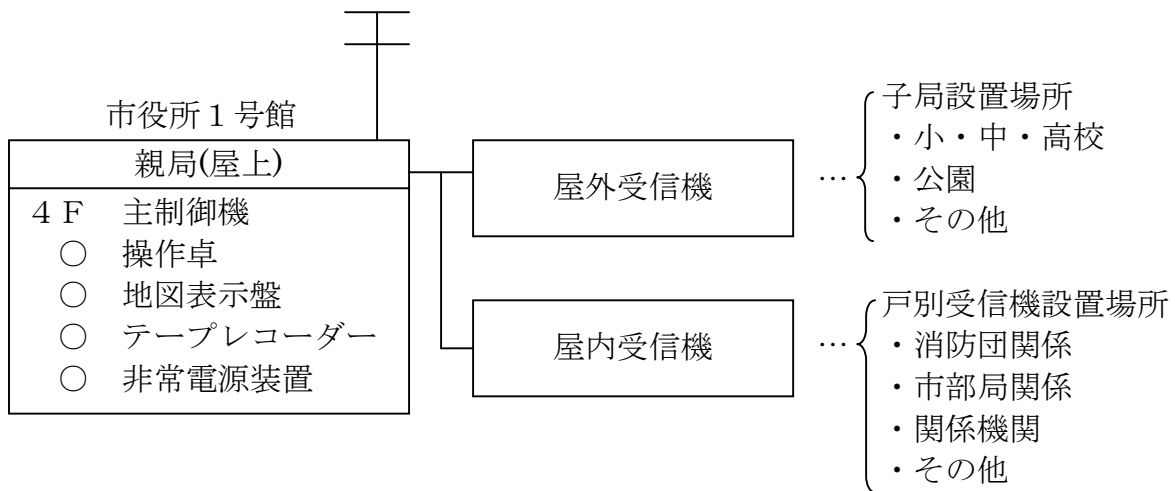
出力：5W

② 佐倉市防災行政無線(固定系)

災害の発生または、発生への恐れのある場合に、市民に対し適切な情報の伝達等を行うため市内に設置した子局及び、市の出先機関、消防団関係者宅等に設置する戸別受信機により広報を行う。

固定系無線の通信系統は次のとおりである。

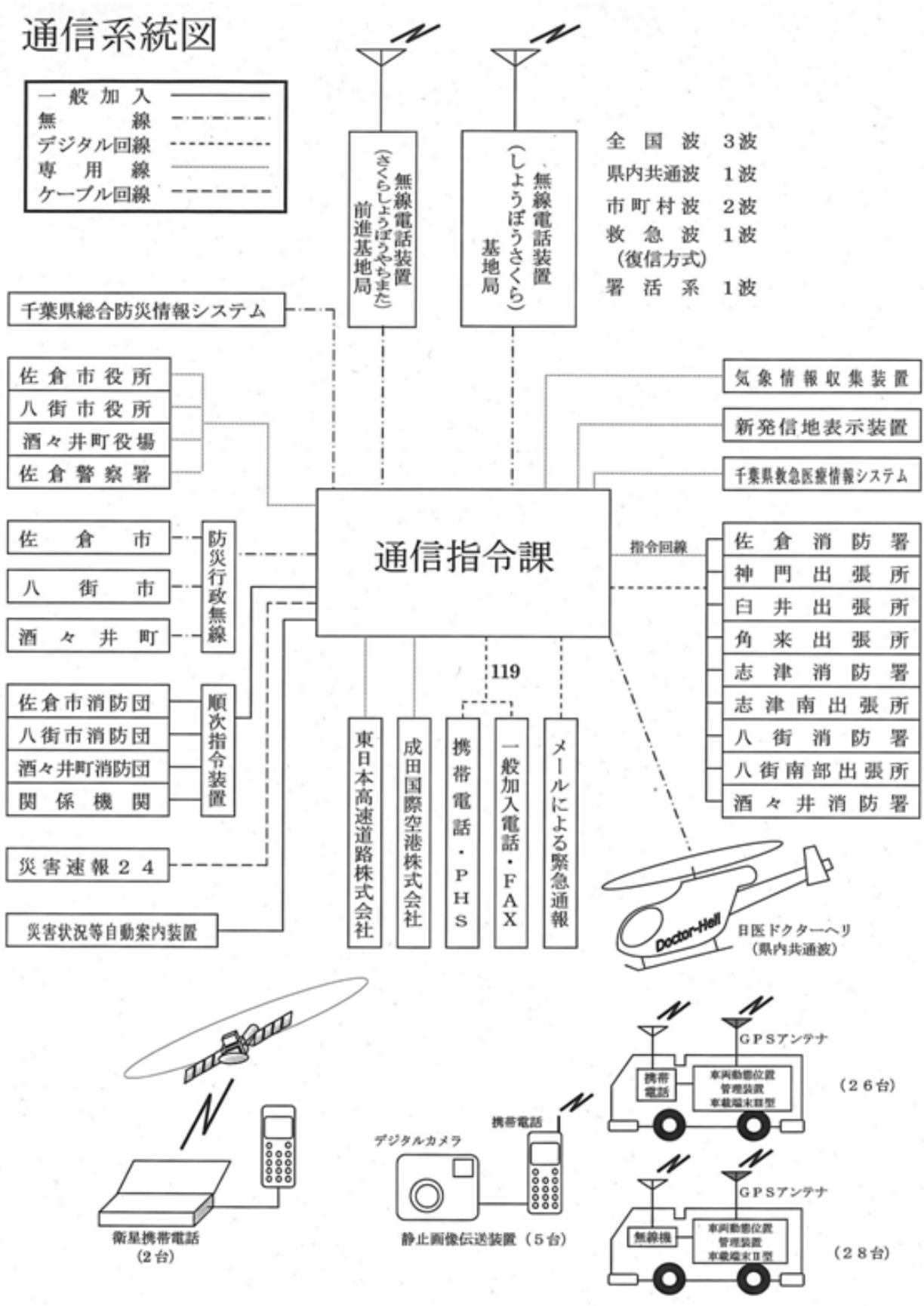
【固定系無線系統図】



③ 消防無線

佐倉市八街市酒々井町消防組合の情報の収集、伝達及び災害現場との連絡等は次のとおりである。

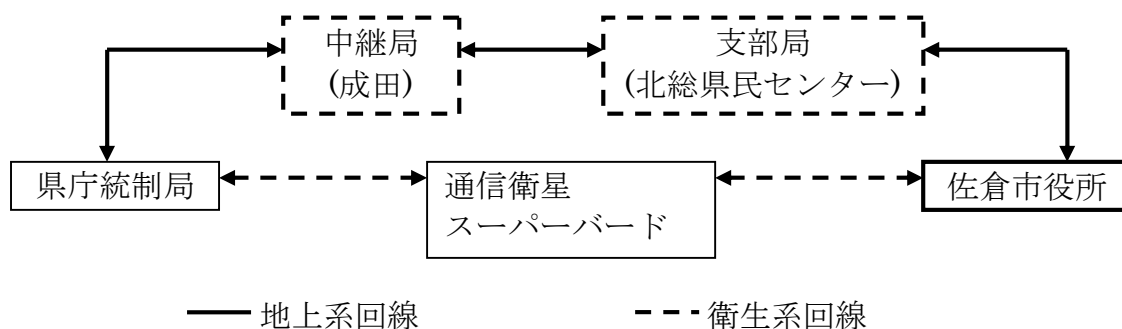
【消防通信系統図】



④ 防災行政無線

市と県との間における情報の収集、注意報・警報等の伝達は、県が設置している防災行政無線によって行う。

【防災行政無線構成図】



⑤ 電気通信事業者への要請

市民部防災班は、東日本電信電話株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保とともに、非常緊急通話や非常緊急電報を一般の通話や電報に優先して取り扱うよう要請する。

⑥ 優先利用

市民部防災班は、必要に応じて東日本電信電話株式会社に対して非常電話または非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(4) 有線電話等途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

① 県、近隣市町村との連絡

県防災行政無線を利用して行う。また必要に応じ消防無線、警察無線、非常無線、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

② 関係機関との連絡

市民部防災班は、関係機関に対し、職員の派遣及び当該派遣職員と所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

③ 消防電話・警察電話等の利用

市民部防災班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、消防本部または佐倉警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

④ 非常通信の利用

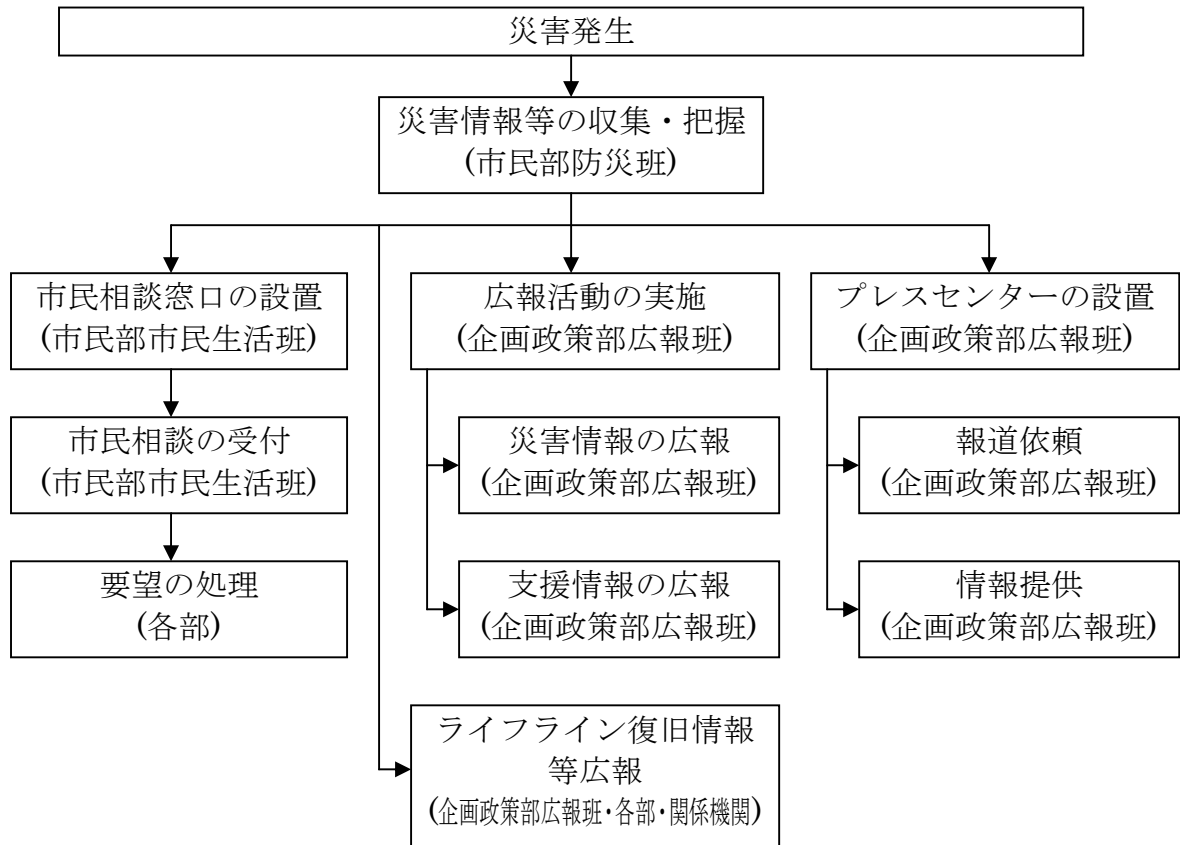
市民部防災班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合は、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の通信設備を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

- ア 関係機関（警察、鉄道会社）
 - イ 関東地方非常通信協議会に加入する機関
 - ウ アマチュア無線等
- ⑤ 災害現場等出動者との連絡
- 災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自動車、自転車、バイク、徒歩等）派遣等の適当な手段によって行う。

第2 災害広報・広聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、市民に対して正確な情報を提供する。

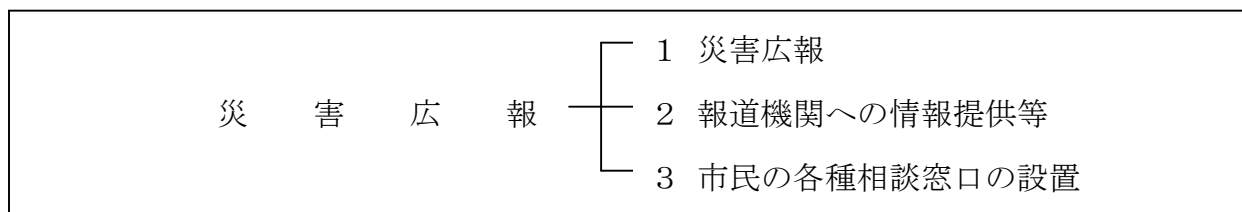
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

企画政策部秘書班、広報班、市民部市民生活班

《対策の体系》



1. 災害広報

災害情報、支援情報、ライフライン復旧情報等の市民向けの広報活動を実施する。

《実施担当機関》

企画政策部広報班

《対策の展開》

(1) 災害情報

災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、関係機関と協力のうえ、次の事項を中心に広報活動を実施する。なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努める。

- ① 災害情報に関すること
- ② 被害の概要に関すること
- ③ 避難準備情報・避難勧告・指示の伝達に関すること
- ④ その他市民の安全確保に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

(2) 支援情報

災害発生後、人身の安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、次の事項を中心に広報活動を実施する。

- ① 避難所に関すること
- ② 救護所に関すること
- ③ 救援物資の配布に関すること
- ④ 給水・給食に関すること
- ⑤ その他市民生活に必要なこと

(3) ライフライン復旧情報等

企画政策部広報班は、土木部道路班、下水道班、水道部、関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動を支援する。

- ① 上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること
- ② 電気、ガス、交通機関等の復旧に関すること
- ③ 電話の復旧に関すること
- ④ 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関すること

(4) 広報の手段

① 広報車

原則として市の所有する車両を使用する。必要に応じて警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。

② その他広報手段

ケーブルネット 296 による情報提供を行うほか、広報紙をできるだけ早期に発行し、各避難所、防災拠点等に掲示・配布する。

(5) 災害時要援護者への広報

災害時要援護者への広報は、文字放送や手話、FAX、電話やインターネット等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。

2. 報道機関への情報提供等

報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

《実施担当機関》

企画政策部広報班

《対策の展開》

(1) 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼は、企画政策部広報班で取りまとめ、報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、県を通じて「災害時における放送要請・報道要請に関する協定」に基づき、NHK千葉放送局等の報道機関に対し、原則として県を通じて放送要請をするほか、株式会社広域高速ネット二九六に対し放送を要請する。

(2) 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、個人情報についてはその保護に十分に配慮する。

【情報提供の主な項目】

- ① 災害発生の場所及び発生日時
- ② 被害状況
- ③ 応急対策の状況
- ④ 住民に対する避難勧告等の状況
- ⑤ 市民に対する協力要請及び注意事項
- ⑥ 支援施策に関すること

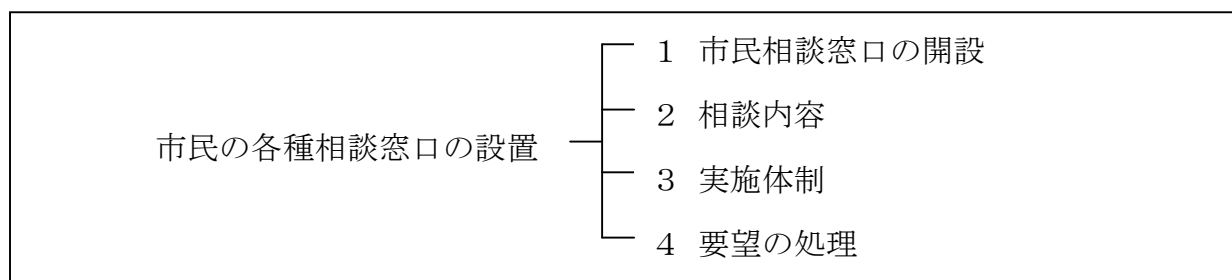
3. 市民の各種相談窓口の設置

災害による家や財産の滅失、失業した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特別行政相談窓口等を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

《実施担当機関》

企画政策部秘書班、市民部市民生活班

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 市民相談窓口の開設

市民からの問い合わせや法律、医療等の専門相談、災害時要援護者からの相談に対応するため、行政評価事務所等の関係機関と連携し、必要に応じて市役所及び公共施設等に特別行政相談窓口等を開設する。

企画政策部秘書班及び市民部市民生活班は、必要に応じ開設された特別行政相談窓口等に職員を派遣するものとする。

なお、企画政策部秘書班及び市民部市民生活班は、特別行政相談窓口等の開設時期、場所、運営方法、処理体制等について、あらかじめ協議しておくものとする。

(2) 相談内容

特別行政相談窓口等への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- ① 上水道・下水道の修理に関する事
- ② 災害時要援護者対策等の福祉に関する事
- ③ 罹災証明の発行に関する事
- ④ 災害弔慰金等の支給に関する事
- ⑤ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関する事
- ⑥ 租税等の減免、徴収猶予等に関する事
- ⑦ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関する事
- ⑧ 中小企業及び農業関係者の支援に関する事
- ⑨ その他生活再建に関する事

(3) 実施体制

- ① 各部及び関係機関からの応援により、市民対応業務全般について実施する。
- ② 相談窓口の開設時には、広報紙、防災行政無線等で市民へ周知する。

(4) 要望の処理

- ① 被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- ② 特別行政相談窓口等で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

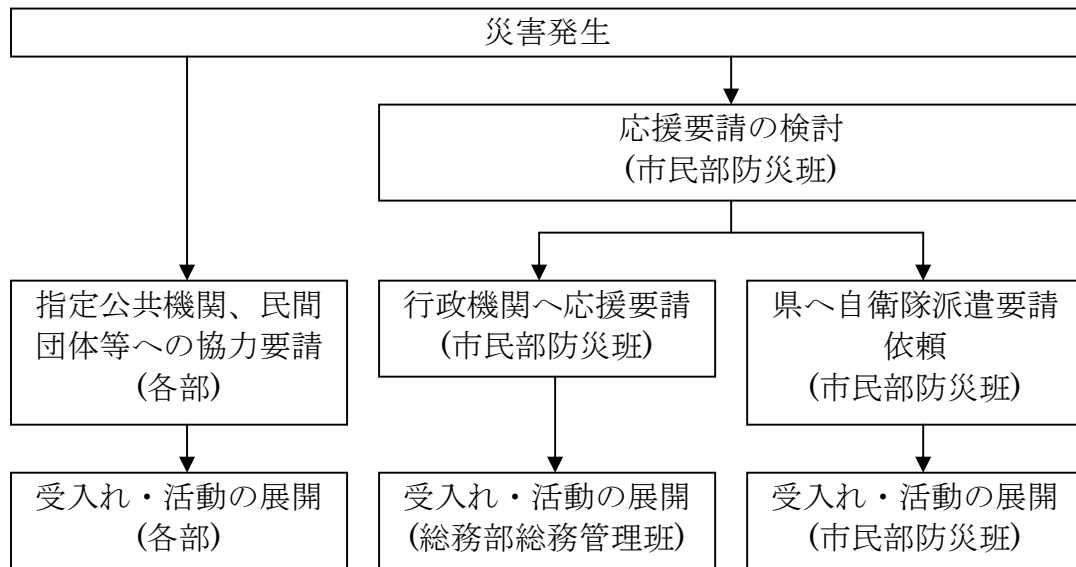
第3 応援の要請・受入れ

《基本方針》

市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに県及び他の市町村並びに関係機関に対し応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

また、海外からの支援の受入れについて、国の指導のもとに体制整備に努める。

《応急対策の流れ》



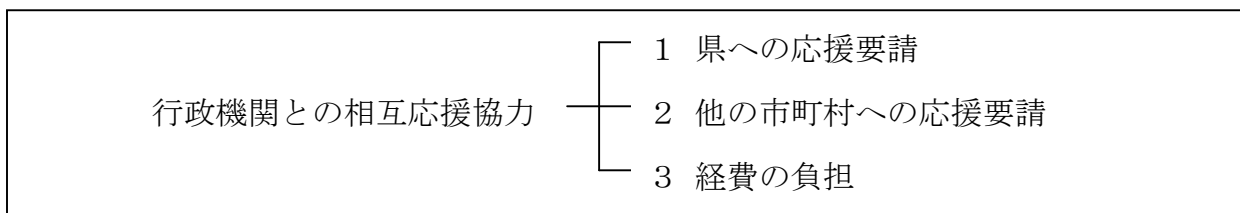
1. 行政機関との相互応援協力

各部は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて県及び他の市町村に応援協力を求める。

《実施担当機関》

市民部防災班、総務部総務管理班、各部

《対策の体系》

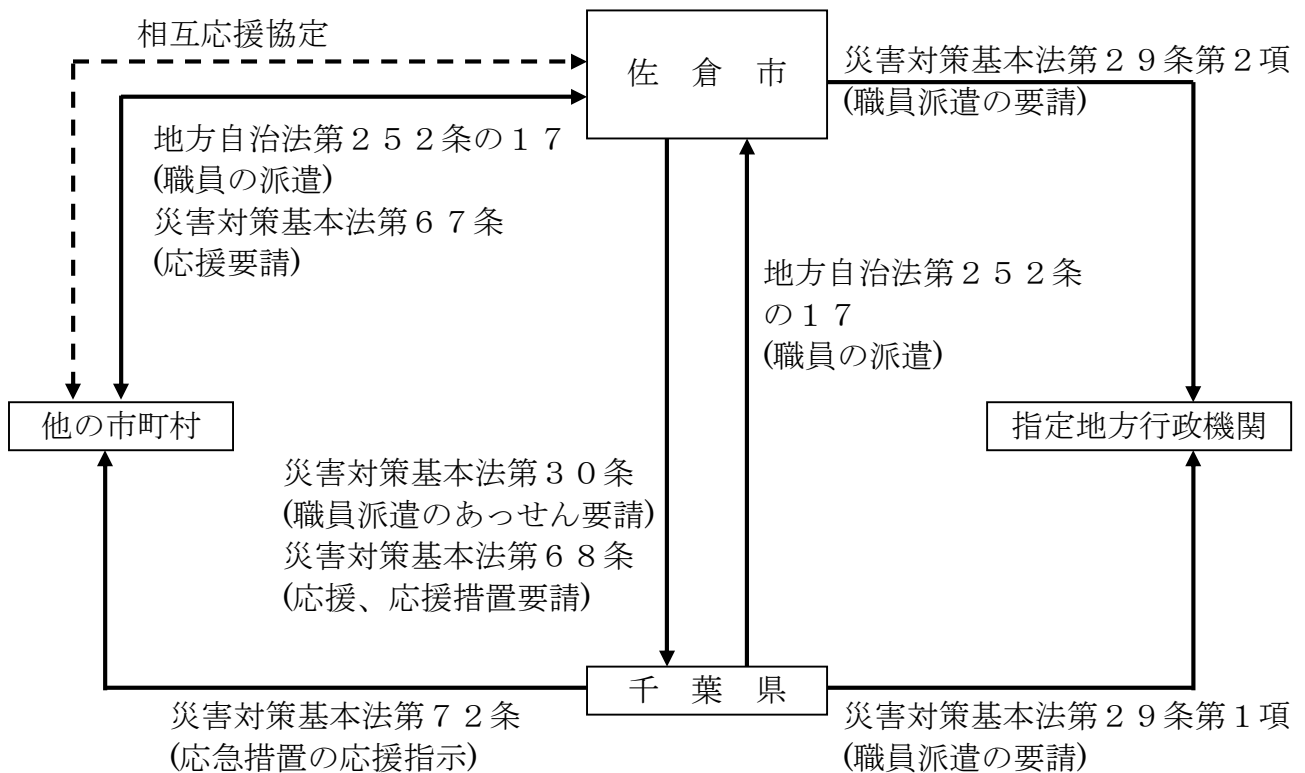


《対策の展開》

災害が発生した場合、県への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力は、市民部防災班が窓口となる。

また、総務部総務管理班は、市民部防災班及び各部と連絡・調整のうえ、応援を受入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



(1) 県への応援要請

市単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、知事に対して応援または応援のあっせんを要請する。

また、本部長(市長)は災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。

【千葉県庁連絡先】

《平常時》

名称		勤務時間内	勤務時間外 (県防災行政無線統制室)
総務部 消防地震防災課	N T T 電話	043-223-2175	043-223-2178
	N T T F A X	043-222-5208	043-222-5219
	県防災行政無線電話	500-7361	500-7225
	県防災行政無線 F A X	500-7298	500-7110

《災害発生時》

名称		総務部消防地震防災課 情報収集作業室	千葉県災害対策本部
災害対策本部 設置前	N T T 電話 N T T F A X 県防災行政無線電話 県防災行政無線 F A X	043-223-2175 043-222-5208 500-7303 500-7630	
災害対策本部 設置後	N T T 電話 N T T F A X 県防災行政無線電話 県防災行政無線 F A X		043-223-2154 043-224-2025 500-7303 500-7630

【北総県民センター連絡先】

N T T 電話	043-483-1110
N T T F A X	043-483-2450
県防災行政無線電話	503-721・723
県防災行政無線 F A X	503-722

【総務省消防庁連絡先】

名称		勤務時間内 (消防庁応急対策室)	勤務時間外 (消防庁宿直室)
総務省 消防庁	N T T 電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	N T T F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
	消防行政無線電話	120-7527(地上系) 048-500-7527(衛星系)	120-7782(地上系) 048-500-7782(衛星系)
	消防行政無線 F A X	120-7537(地上系) 048-500-7537(衛星系)	120-7789(地上系) 048-500-7789(衛星系)

(2) 他の市町村への応援要請

災害時に他の市町村に応援を要請する場合は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」(以下「協定」という)、「千葉県広域消防相互応援協定」(以下「消防協定」という)等の関係法令・協定に基づき実施する。

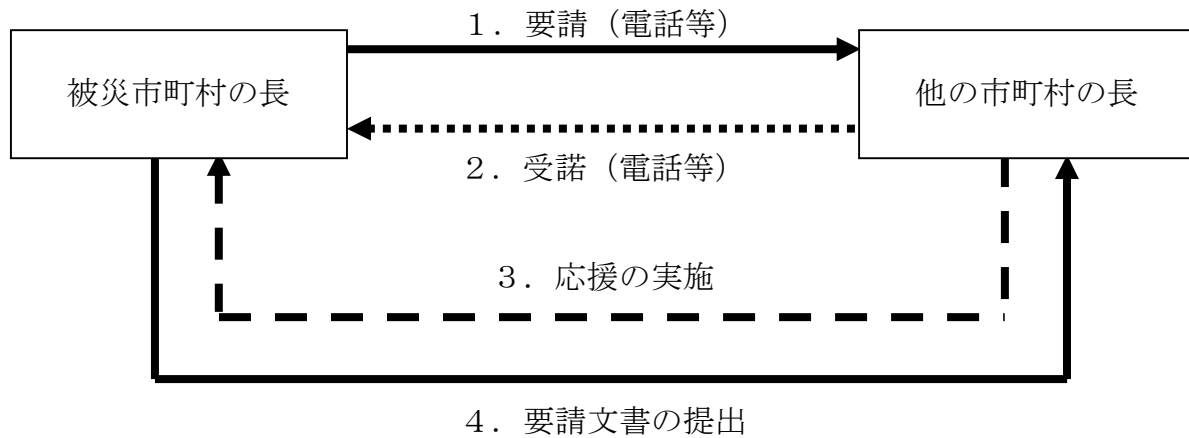
また、協定及び消防協定を締結している近隣の市町村が被災している場合は、被災市町村からの応援要請または知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

① 応援の要請

協定及び消防協定締結市町村は、必要とする応援の要旨を電話(県防災行政無線電話またはN T T 電話)及びF A X(県防災行政無線またはN T T)等により応援要請を行い、事後速やかに、必要な文書を提出する。

【協定による応援要請の手続き及び応援の実施(協定第3・4条)】

《個別要請の場合》



1. 要 請 (被災市町村⇒他市町村)

被災市町村は、災害時相互応援連絡票（以下「応援連絡票」という）に必要事項を記入の上、その要旨を電話（県防災行政無線またはN T T電話）で連絡するとともに、F A X（県防災行政無線またはN T T）送信する。

2. 受 諾 (他市町村⇒被災市町村)

要請を受けた市町村は、受諾の可否を電話（県防災行政無線またはN T T電話）で連絡するとともに、受信した応援連絡票の写しに加除訂正を行い、F A X（県防災行政無線またはN T T）送信する。

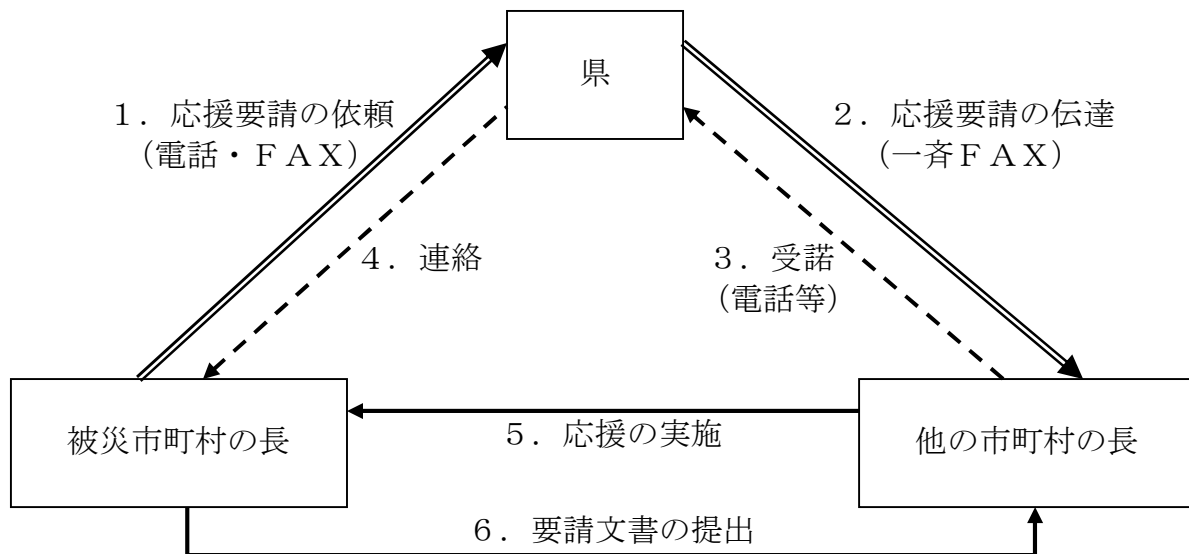
3. 応援の実施 (他市町村⇒被災市町村)

県から応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡票に記載した応援受諾内容を実施する。

4. 要請文書の提出 (被災市町村⇒他市町村)

応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書を提出する。要請文書発行の日付は、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

《複数市町村に同時に要請の場合》



1. 要請の依頼（被災市町村⇒県）

被災市町村は、応援連絡票に必要事項を記入の上、その要旨を県（県災害対策本部または千葉県県消防地震防災課）に電話（県防災行政無線またはN T T電話）で連絡するとともに、F A X（県防災行政無線またはN T T）送信する。

2. 応援要請の伝達（県⇒他市町村）

県はF A X受信した応援連絡票を県防災行政無線により一斉送信する。
原則として、音声一斉とF A X一斉送信を行うこととする。

3. 受諾の連絡（他市町村⇒県）

応援できる市町村は、受信した応援連絡票に加除訂正を行い、その要旨を県（県災害対策本部または千葉県県消防地震防災課）に電話（県防災行政無線電話またはN T T電話）で連絡するとともに、F A X（県防災行政無線またはN T T）送信する。

4. 受諾の連絡（県⇒被災市町村）

県は応援の内容を取りまとめ、必要に応じ調整を行った上、応援を要請した市町村に応援の内容を電話（県防災行政無線電話またはN T T電話）で連絡するとともに、F A X（県防災行政無線またはN T T）送信する。

5. 応援の実施（他市町村⇒被災市町村）

県から応援を実施するよう連絡を受けた市町村は、速やかに応援連絡票に記載した応援受諾内容を実施する。

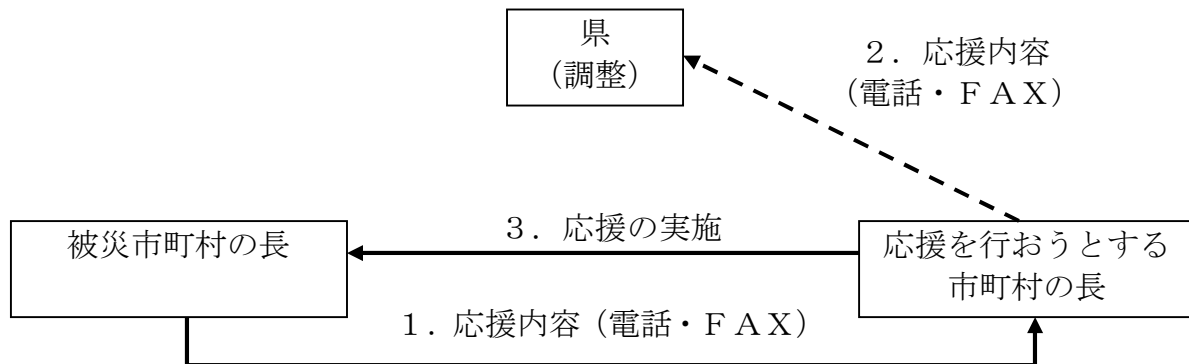
6. 要請文書の提出（被災市町村⇒他市町村）

応援実施後、応援を受けた市町村は、応援を実施した市町村に対し、速やかに要請文書を提出する。要請文書発行の日付は、実際に応援要請を県に伝達した日とする。

② 隣接地域の緊急応援

協定及び消防協定締結市町村は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、事態が緊急を要する場合は、応援要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、または災害の拡大を防止するため必要な応急措置について、相互に応援を行う。

【自主応援(協定第5条)の手続き】



1. 応援内容の連絡 (応援市町村⇒被災市町村)

自主応援しようとする市町村は、応援連絡票に必要事項を記入の上、その要旨を被災市町村に電話(県防災行政無線またはN T T電話)で連絡するとともに、F A X (県防災行政無線またはN T T)送信する。

2. 応援内容の連絡 (応援市町村⇒県)

自主応援することとなった市町村は、県に応援を行う旨及び応援内容を電話(県防災行政無線またはN T T電話)で連絡するとともに、応援連絡票をF A X (県防災行政無線またはN T T)送信する。

県は、救援物資の余剰の発生や緊急輸送路の渋滞などを勘案して必要に応じ調整を行う(県による調整)。

3. 応援の実施 (応援市町村⇒被災市町村)

自主応援することとなった市町村は、応援連絡票に記載した応援内容を実施する。

③ 情報の交換(協定第8条)

応援が円滑に行われるよう、以下の方法により必要な情報交換を行う。

ア 千葉県防災情報システムによる情報交換

次の項目については、情報の変更に伴い、随時、市町村が各保有端末により情報の更新を行い、常に最新の情報が得られるよう努める。

a) 物資管理情報

- 食糧、飲料水、生活必需品、これらの供給に必要な資機材
- 被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- 救難及び救助活動に必要な車両、舟艇等

b) 公共施設情報

病院、清掃施設、火葬場等の名称、場所及び電話番号

c) 避難所情報

被災者の一次収容のための施設の名称、場所及び電話番号

d) ヘリコプター臨時発着場

救急搬送、物資輸送のためのヘリコプターの臨時発着場の名称、場所

イ その他の方法による情報交換

その他相互応援に必要な情報の交換は、必要に応じ随時行うことができるものとする。

(3) 経費の負担

国または県、他の市町村より派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法については、所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

2. 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

《実施担当機関》

各部、関係機関

《対策の展開》

(1) 指定公共機関・民間団体等への協力要請

指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

(2) 要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりである。

対象	応援協力要請の方法
指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体	必要な各部から市民部防災班を通じて要請。
協定団体等	担当部から直接協力要請の後、市民部防災班に報告。

(3) 受入れ人員の宿泊場所

受入れ人員の宿泊場所は、状況を勘案しながら適宜確保する。

(4) 経費の負担

指定公共機関等から協力を受けた場合の費用負担については、そのつど、または事前に相互に協議して定めた方法による。

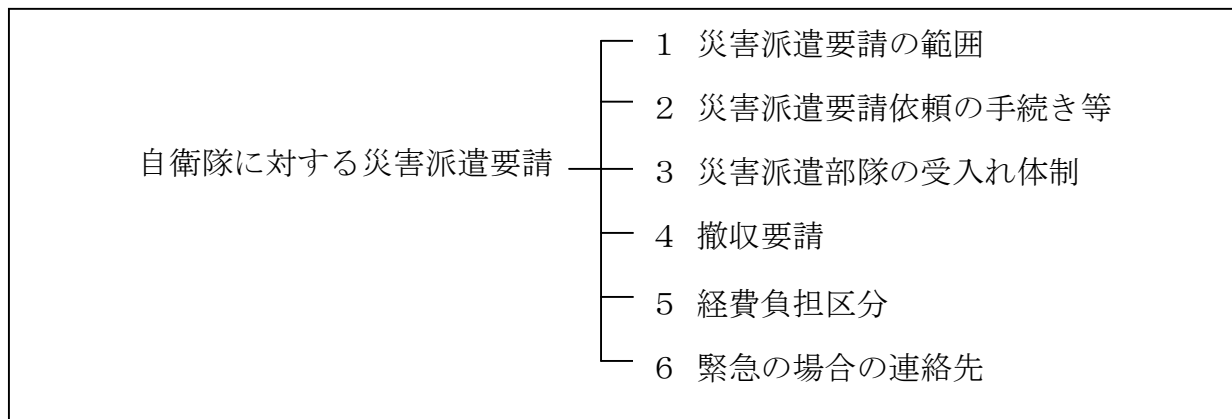
3. 自衛隊に対する災害派遣要請

市民の人命または財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。派遣を要請した場合、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

《実施担当機関》

市民部防災班・総務部総務管理班

《対策の体系》



《対策の展開》

佐倉市災害対策本部長(市長)は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対し災害派遣要請を依頼する。(災害対策基本法第68条の2)なお、通信の途絶等により知事へ依頼できない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知することができる。

自衛隊は災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。(自衛隊法第83条第2項)

(1) 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

① 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行って被害の状況を把握する。

② 避難の援助

避難者の誘導、輸送等による避難の援助

③ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等の捜索救助(緊急を要し、かつ他に適当な手段のない場合、他の救援作業に優先して実施)

- ④ 水防活動
堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
- ⑤ 消防活動
利用可能な消防車、その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
- ⑥ 道路または水路等交通路上の障害物の排除
施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合に限る。）
- ⑦ 診察、防疫、病虫防除の支援
大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県または市町村が準備）
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送
緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（ただし、航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- ⑨ 炊飯及び給水の支援
緊急を要し、他に適当な手段がない場合
- ⑩ 救難物資の無償貸付または譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。（ただし、譲与は、県、市町村その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。）
- ⑪ 交通規制の支援
自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。
- ⑫ 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- ⑬ 予防措置
風水害等の災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
- ⑭ その他
知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

(2) 災害派遣要請依頼の手続等

市長が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後、速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に依頼するいとまがないとき、もしくは、通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを速やかに行う。

① 提出(連絡)先 県総務部消防地震防災課

② 提出部数 1部

③ 記載事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域、活動内容

エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

① 他の災害救助復旧機関との競合または重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関等と競合または重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

② 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請または依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を次により作成するとともに、作業実施に必要なとする十分な資材を準備し、かつ諸作業に関係のある管理者の了解を速やかに取り付けるよう配慮する。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び必要機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所

オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

③ 自衛隊との連絡窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊の部隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

④ 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

ア 本部事務室

イ 宿舎

ウ 材料置場、炊事場(野外の適切な広さ)

エ 駐車場(車1台の基準 3m×8m)

オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

機 種	必 要 面 積
OH-6J	約 30m × 30m
UH-1H	約 36m × 36m
UH-60	約 50m × 50m
CH-47	約 100m × 100m

注：四方向に障害物のない広場のとき

(4) 撤収要請

災害派遣要請の目的を達成したときまたはその必要がなくなった場合、もしくは作業が復旧段階に入った場合、本部長(市長)は速やかに文書で知事にその旨報告し、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊の長と協議して、撤収要請を行う。

(5) 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材(自衛隊装備にかかるものを除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ④ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

(6) 緊急の場合の連絡先

部隊名 (駐屯地等名)		連絡責任者		電話番号 ()は時間外	県防災行政 無線		
		時間内 8:00 ～ 17:00	時間外				
県 内	陸 上 自 衛 隊	高射学校 (下志津)	警備課長	駐屯地 当直司令	千葉 043-422-0221 内線 286・287 (302)	631-723 当)631-724	
		第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 236 (302)	632-721 当)632-725	
		第1ヘリコプター団 (木更津)	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438-23-3411 内線 215 (301)	633	
		需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 202・203 (302)	636-721 当)636-723	
	海上 自 衛 隊	教育航空集団 (下総)	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	沼南 04-7191-2321 内線 2420 (2424)	635-723	
		下総教育航空群 (下総)	司令部 運用甲幕僚	群 当直士官	沼南 04-7191-2321 内線 2213 (2220)	635-721	
		第21航空群 (館山)	司令部 運用乙幕僚	群 当直士官	館山 0470-22-3191 内線 213・413 (222)	634	
	航空 自 衛 隊	第1補給処 (木更津)	企画課 運用班長	基地 当直幹部	木更津 0438-41-1111 内線 303 (225)	638-721 当)638-724	
	県 外	陸 上 自 衛 隊	第1師団 司令部 (練馬)	第3部長 防衛班長	司令部 当直長	東京 03-3933-1161 内線 238・239 (207)	
			東部方面 航空隊 (立川)	警備幹部	駐屯地 当直司令	立川 0425-24-9321 内線 234 (302)	
海上 自 衛 隊		横須賀 地方総監部 (横須賀)	防衛部 第3幕僚室 防災担当	作戦室 当直幕僚	横須賀 046-822-3500 内線 2543 (2222)	637-721 637-723	

注：緊急の人命救助を必要とする場合には、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機する。

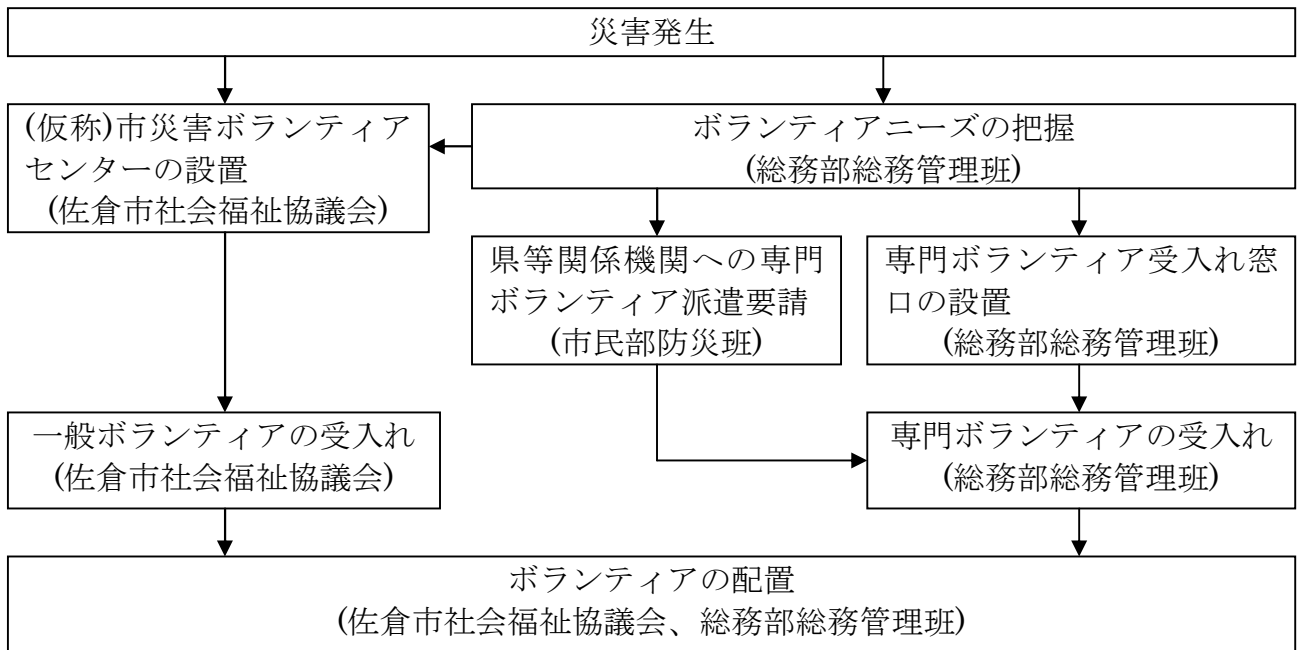
ア. 陸上自衛隊 東部方面航空隊(東京都立川駐屯地)

イ. 海上自衛隊 第21航空群(千葉県館山市)

第4 ボランティア協力対策

各地から寄せられるボランティアの申し入れに対して、県、日本赤十字社千葉県支部、千葉県社会福祉協議会、千葉県ボランティア活動振興センターと相互に連携し、被災者の多様なニーズに応じて円滑に活動できるよう専門性を有する者の活用を含め、需給調整に努めるものとする。

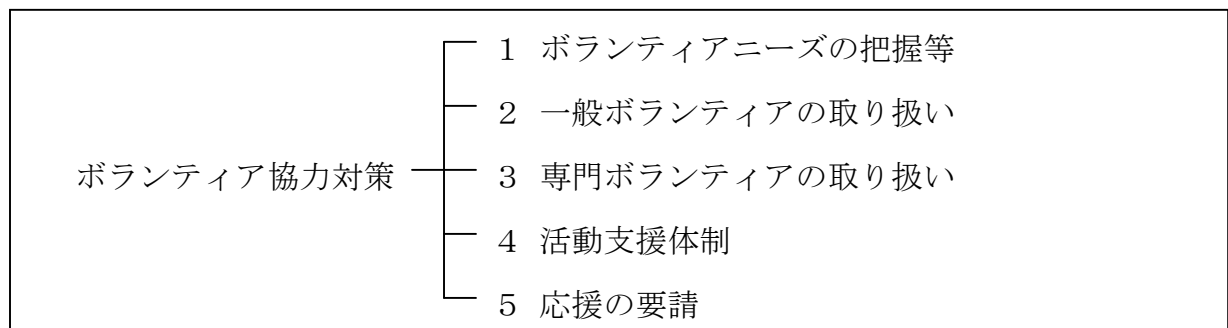
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

佐倉市社会福祉協議会、総務部総務管理班、市民部防災班、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. ボランティアニーズの把握等

総務部総務管理班は、各避難所や市民相談窓口から収集された被災者からのボランティアニーズを把握するとともに、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、一般ボランティアに係る情報を佐倉市社会福祉協議会に連絡する。

2. 一般ボランティアの取り扱い

(1) 活動内容

佐倉市社会福祉協議会は、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救助物資の仕分け・配付
- ウ 高齢者・障害者など災害時要援護者の介護等
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- オ 被災者のニーズ把握や安否確認
- カ その他被災者及び被災地に対する支援活動

(2) (仮称)佐倉市災害ボランティアセンターの開設

佐倉市社会福祉協議会は、関係諸団体の協力を得て、一般ボランティアの受入れ、活動の調整を行うための(仮称)市災害ボランティアセンターを開設する。

(3) 一般ボランティアの配置

佐倉市社会福祉協議会は、(仮称)市災害ボランティアセンターにおいて受け入れた一般ボランティアについて、総務部総務管理班と協議を行ったうえで、配置を行う。

3. 専門的なボランティアの取り扱い

(1) 人材の確保

医療救護や障害物の除去、被災建築物応急危険度判定等の災害応急対策において、市単独での対応が困難な場合、総務部総務管理班は各部が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、市民部防災班に報告を行い、市民部防災班は、県の担当部局にボランティアの派遣を要請する。

活動分野及び県の担当部局については、次のとおりである。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、看護師、薬剤師、歯科医師、 歯科衛生士、ボランティア医療団体	健康福祉部 健康福祉指導課
被災建築物応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定士	県土整備部 建築指導課
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士	県土整備部 都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部 高齢者福祉課

活動分野	個人・団体	県受付窓口
障害者支援	支援団体	健康福祉部 障害福祉課
外国語通訳、 翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳	総合企画部 政策推進室
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	総務部 消防地震防災課

※ なお、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士については、平時から登録を行っていることから、発災時に、県、他市町村、建築関係団体等と速やかに連携を図り、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士への連絡と招集を行うものとし、都市部が主体となって対応するものとする。

また、災害救助法第24条の業務指示命令で定められた内容は次のとおりである。

- ① 医師、歯科医師または薬剤師
- ② 保健師、助産師または看護師
- ③ 土木技術者または建築技術者
- ④ 大工、左官またはとび職
- ⑤ 土木業者または建築業者及びこれらの者の従業者
- ⑥ 地方鉄道業者及びその従業者
- ⑦ 軌道経営者及びその従業者
- ⑧ 自動車運送事業者及びその従業者

(2) 受入れ及び配置

総務部総務管理班は、専門ボランティアの受入れ窓口を設置し、受入れ体制を整えるとともに、受入れ次第、必要とする活動内容に応じて市各部局と調整を行なったうえで配置を行う。

4. 活動支援体制

(1) 必要資機材、活動拠点の提供

総務部総務管理班は、佐倉市社会福祉協議会と協議を行い、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の準備を行う。

(2) 災害情報の提供

佐倉市社会福祉協議会は、市民部防災班から災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報の提供を受けるとともに、ボランティア関係団体に対して当該情報の提供を行うものとする。また、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受け入れ、市民部防災班に提供するなど、市との情報共有に努めるものとする。

5. 応援の要請

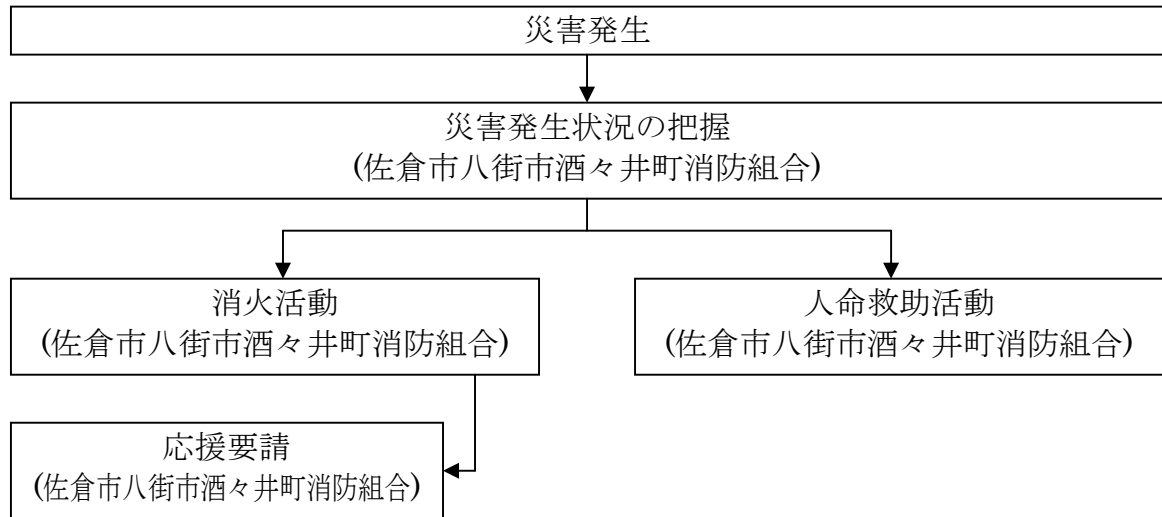
一般ボランティアの応援要請を行う方法については、主に次の方法による。

- (1) 佐倉市社会福祉協議会は、一般ボランティアの需要に対し人員が不足する場合、総務部総務管理班からの情報をもとに千葉県社会福祉協議会等の関係機関に連絡し、応援の要請を行う。
- (2) 企画政策部広報班は、必要に応じ、テレビやラジオ、新聞等の報道機関を通じて、一般ボランティアの参加を呼びかける。

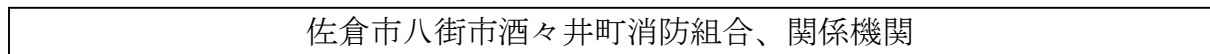
第5 消火・救助対策

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、人命救助・救出活動を実施する。

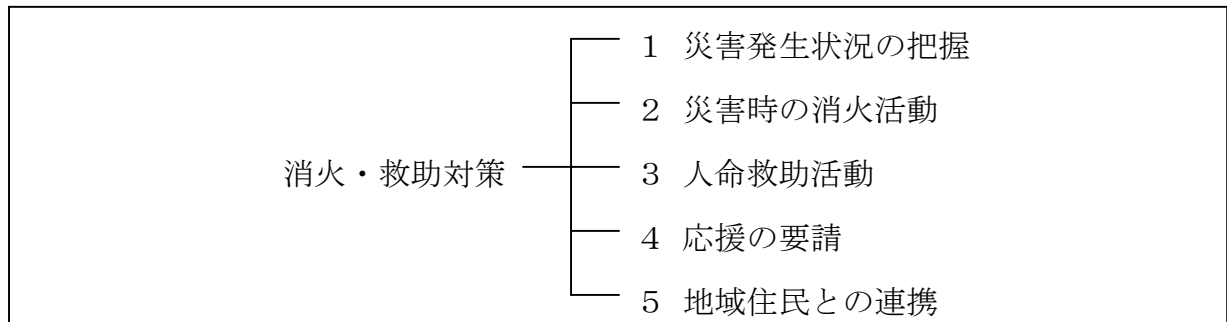
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 災害発生状況の把握

より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。

(1) 情報の収集

消防本部は、市民部防災班との連携とともに、市民からの通報等によって、情報把握に努める。

(2) 県等への報告

消防本部は、強風等による火災の同時多発や多数の死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到する災害の場合、その状況を直ちに県に報告する。

2. 災害時の消火活動

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶ恐れのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(1) 出動体制

消防隊の出動体制については、市域における火災及び災害の状況に応じて、佐倉市八街市酒々井町消防組合「出動計画」に定めるところによる。

(2) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、消火活動重点地域における消火活動や、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

(3) 火災防御活動の原則

ア 同時に複数の火災が発生した場合	延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。
イ 広域避難場所及び避難路の周辺で火災が発生した場合	当該避難場所及び避難路の安全確認を優先する。
ウ 高層建築物、地階等の火災	他の延焼拡大危険性大なる火災を鎮圧した後に部隊を集結する。
エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、または既に延焼拡大した火災	住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。

(4) 火災防御活動の区分

ア 分散防御活動	同時多発火災に対処するため消防隊を分散出動させ、火災を少数小隊とする。
イ 重点防御活動	延焼火災のうち広域避難場所及び避難路に影響を与える恐れのある火災に対して消防隊を集結させる。
ウ 拠点防御活動	広域避難場所の安全確保のみを目的とする。

(5) 同時多発火災の防御対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する消火活動重点地域を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

- ① 部隊運用
 - ア 出動部隊数の調整
 - イ 活動部隊数の合理化と無線統制
 - ウ 消防団との連携強化
- ② 部隊の確保
 - ア 非常招集による緊急増強隊の編成
 - イ 他市町消防応援隊の要請及び活用
- ③ その他
 - ア 出動体制の迅速化
 - イ ホースの確保
 - ウ 防火水槽、自然水利等の活用
 - エ 広 報
- (6) 広域断水時火災の防御対策
 - ① 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保
 - ② タンク車の優先出動と活動
 - ③ 有効かつ的確な水利統制
 - ④ 機械性能の保持と積載ホースの増加
 - ⑤ 広報車等の巡回による警戒体制の確立
 - ⑥ 火気使用者に対する啓発
 - ⑦ 危険区域の重点立入検査
- (7) 大規模市街地火災の防御対策
 - ① 初動体制の確立
 - ② 火災態様に応じた部隊配備
 - ③ 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
 - ④ 延焼阻止線の設定
 - ⑤ 自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動
- (8) 高層建築物等火災の防御対策
 - ① 活動期における出動小隊の任務分担
 - ② 排煙、進入時等における資機材の活用
 - ③ 高層建築物等の消防用設備の活用
 - ④ 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
 - ⑤ 水損防止

3. 人命救助活動

警察等との密接な連携のもとに、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

(1) 活動の方針

- ① 佐倉市八街市酒々井町消防組合は、佐倉警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたりるとともに、必要に応じて災害時における千葉県消防広域応援基本計画に関する基本協定並びに大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づき応援を要請する。
- ② 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- ③ 佐倉警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

(2) 活動の要領

- ① 重傷・重体者の救出を優先する。
- ② 被害拡大の防止を実施する。
- ③ 傷病者の救出を実施する。
- ④ 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
- ⑤ 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

4. 応援の要請

(1) 千葉県広域消防相互応援協定に基づく応援要請

市長または消防長は、被害の拡大が著しく、緊急の必要があると判断した場合は、千葉県広域消防相互応援協定に基づき他市町消防機関の応援を要請する。

(2) 航空消防応援体制に基づく応援要請

市長または消防長は、大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが消防活動に必要と認められる場合は、災害時における千葉県消防広域応援基本計画に関する基本協定並びに大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づき応援を要請する。

(3) 知事への応援要請

市長または消防長は、大規模な災害の発生により、必要な場合は、消防相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

(4) 消防庁長官への応援要請

市長または消防長は、大規模な災害時に際し、市の消防力及び千葉県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは速やかに知事に緊急消防援助隊の要請をする。ただし、知事に連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対して要請する。

5. 地域住民との連携

自主防災組織、自治会・町内会等の地域住民は、消防隊が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

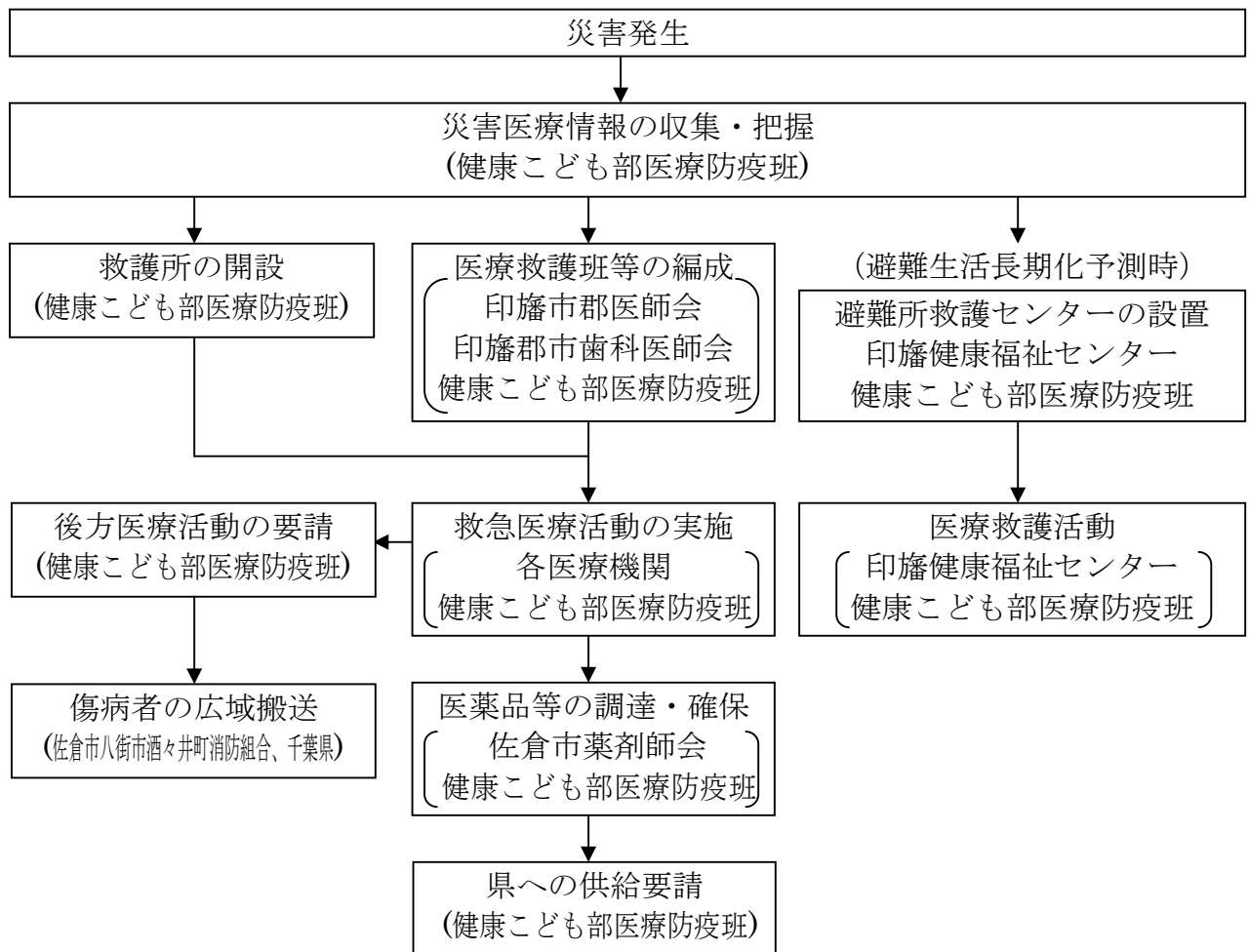
また、消防本部は、必要に応じて住民、自主防災組織、自治会等に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

第6 医療救護

市は、佐倉市八街市酒々井町消防組合、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会及び佐倉市薬剤師会等と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む）活動を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は県が行い、市はこれを補助するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の行う救助の実施を待つことができないときは、活動を実施するものとする。

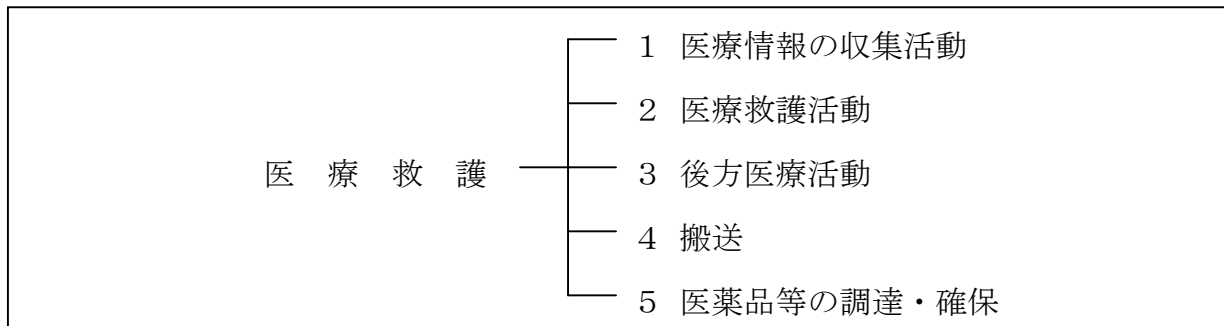
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

健康こども部医療防疫班、佐倉市八街市酒々井町消防組合、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 医療情報の収集活動

健康こども部医療防疫班は消防本部と協力して、医療機関と密接な連携のうえ、千葉県広域災害救急医療情報システム、ホットライン等で医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

2. 医療救護活動

被災市民に対する災害医療対策は、災害状況に応じて健康こども部医療防疫班が救護所の開設を決定し、印旛市郡医師会佐倉地区及び印旛郡市歯科医師会佐倉地区等に対し、医療救護班等の派遣依頼を行う。

(1) 救護所の設置

市は、傷病者の収容にあたっては、市内の民間病院、有床・無床診療所等を災害の実態に即して活用するが、次のような場合には中学校等の指定避難所に救護所を設置する。

- ① 現地医療機関が被災し、その機能が低下または停止したために、現地医療機関だけでは対応しきれない場合。
- ② 傷病者が多数で、現地医療機関だけでは対応できない場合。
- ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者数と後送能力との問題から被災地から医療機関への傷病者の後送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合。

(2) 医療救護班等の体制

- ① 派遣要請を受けた印旛市郡医師会及び印旛郡市歯科医師会は、事前に定めた計画に従い、医療救護班等を編成・派遣するものとする。

また、健康こども部医療防疫班は、医療救護班等に協力し、その業務を補助するものとする。

- ② 医療救護班等が不足する場合は、県、国、日本赤十字社等の医療関係機関に救護班の派遣を要請する。

また、必要に応じ災害拠点病院で組織する災害派遣医療チーム（DMAT）の出動要請を行うものとする。

(3) 医療救護班の業務

- ① トリアージ（負傷者選別）の実施
- ② 傷病者に対する応急処置

- ③ 後方医療施設への転送の要否及び転送準備の決定
 - ④ 軽傷患者等に対する医療
 - ⑤ 避難所等での医療
 - ⑥ 助産救護
- (4) 避難所救護センターの設置
- ① 県は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、市との連携のもとに、避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。
 - ② 避難所救護センターでは、精神科、歯科等も加え、ストレスや精神不安への対応を含めたきめ細かな対応を図る。
 - ③ 避難所救護センターは、避難所の設置状況を勘案して、適切に配置するとともに、必要に応じて周辺地域への巡回を行う。
 - ④ 避難所救護センターの業務は、印旛健康福祉センター長が統括する。

3. 後方医療活動

市及び各医療機関は、市内拠点病院での救急医療活動のほか、県と協力して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。

(1) 市内の医療機関による医療活動

市内の病院を中心に各医療機関は、救急医療活動を実施する。

(2) 広域的後方医療活動

救護所及び市内拠点病院での傷病者の収容と処置対応が困難な場合、市は、県と調整して被災地域外の医療施設に広域的後方医療活動を要請する。

4. 搬送

医療機関との密接な連携のもとに、傷病者の搬送を実施する。

(1) 傷病者の搬送

佐倉市八街市酒々井町消防組合は、災害現場で傷病者の応急手当を実施するとともに、健康こども部医療防疫班、印旛市郡医師会等の関係医療機関と連携し、市内の診療需要情報を把握して、迅速かつ的確に患者搬送を行うものとする。

(2) 救護所からの傷病者の搬送

救護所からの救急搬送要請については、市内拠点病院への搬送を原則とするが、救護所の医師の指示による場合は、収容医療機関を選定するとともに、傷病者の傷病状況に応じて、医師を同乗のうえ搬送する。

この場合、収容医療機関に対して、診療、収容の可否の確認と、傷病者情報の提供を行う。

(3) 広域搬送

被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、市民部防災班は、県にヘリコプターの出動を要請する。

5. 医薬品等の調達・確保

日本赤十字社千葉県支部及び医療機関と協力し、医薬品、衛生材料及び輸血用血液を調達・確保する。

(1) 医療品等の調達・確保

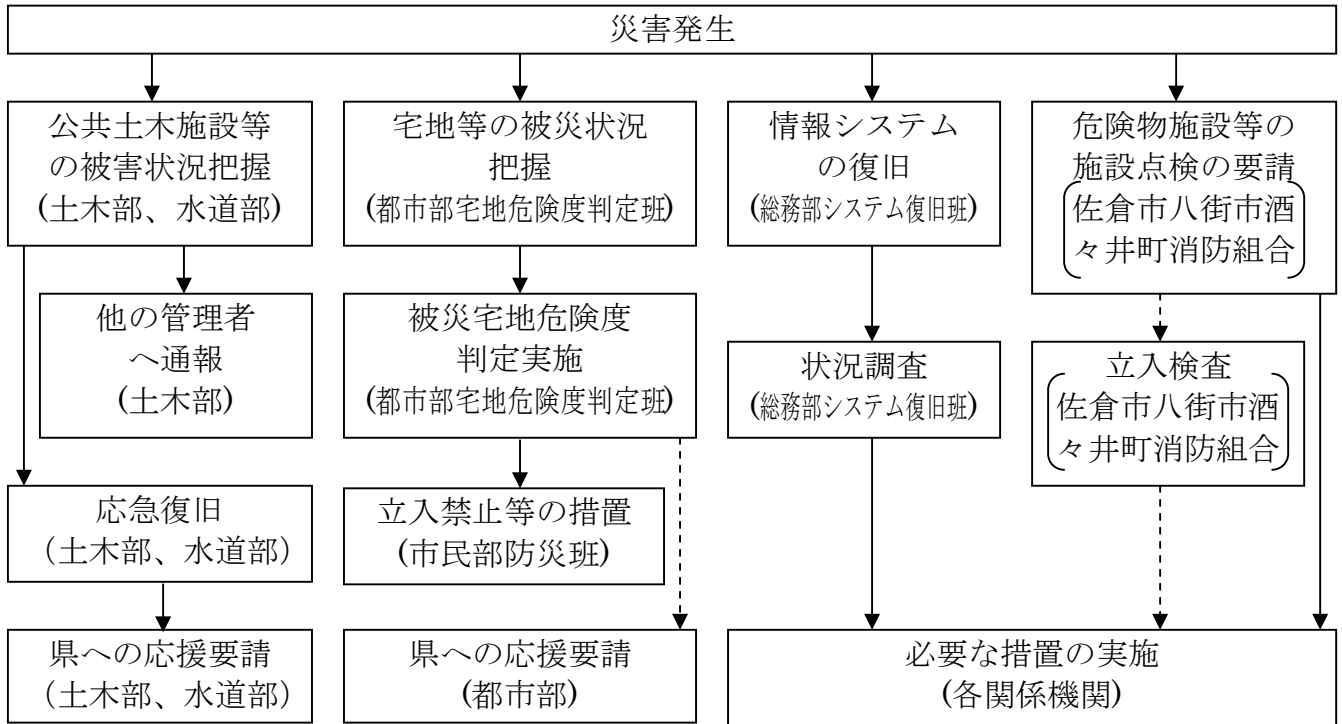
健康こども部医療防疫班は、佐倉市休日夜間急病等診療所や市内医療機関、佐倉市薬剤師会の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、輸血用血液等の調達・確保を行う。

(2) 供給の要請

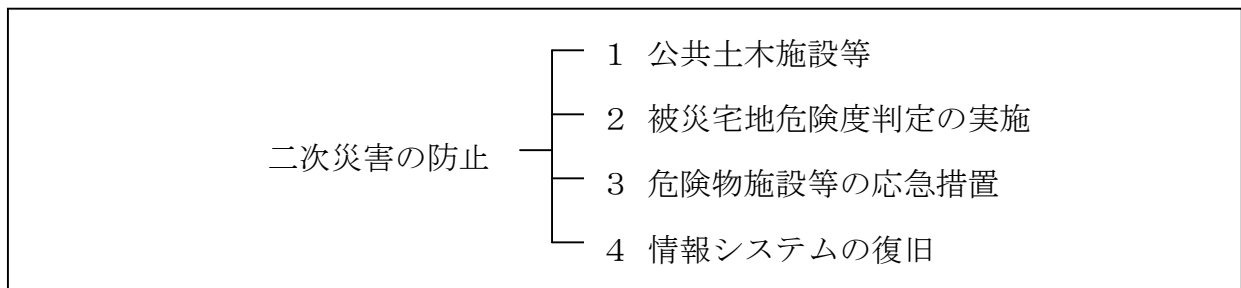
健康こども部医療防疫班は、医薬品等が不足する場合、県に対して供給の要請を行う。

第7 二次災害の防止

地すべり、がけ崩れなどに備え、適切な二次災害防止対策を実施する。
 《応急対策の流れ》

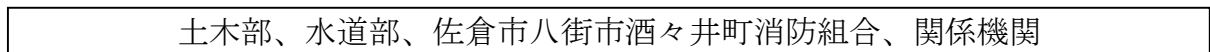


《対策の体系》



1. 公共土木施設等

《実施担当機関》



《対策の展開》

(1) 道路・橋梁

① 被害状況の把握

土木部道路班は道路・橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握する。
 また、危険箇所の早期発見に努める。

② 他の道路管理者への通報

市道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、当該道路管理者(千葉県国道事務所酒々井出張所、印旛地域整備センター、東日本高速道路株式会社)に通報し、応急措置の実施を要請する。

③ 道路交通の確保

危険箇所が発生した場合は、直ちに佐倉警察署に連絡のうえ交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。

④ 応急復旧

土木部道路班は、被害を受けた市道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、市道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、市単独での道路の応急復旧が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

(2) 河川、水路、調整池等

① 被害状況の把握

土木部下水道班は、護岸の被害状況、橋脚・工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握する。

また、危険箇所の早期発見に努める。

② 河川管理者等への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該管理者(印旛地域整備センター、印旛沼土地改良区)に通報し、応急措置の実施を要請する。

③ 応急復旧

土木部下水道班は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市単独での応急復旧が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

(3) 危険区域等

土木部下水道班は、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の指定地の被害状況を調査し、必要に応じて応急措置を講じる。

2. 被災宅地の危険度判定の実施

都市部宅地危険度判定班は、豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士による被災宅地危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、体制づくり及びその実施に努める。

《実施担当機関》

都市部宅地危険度判定班

《対策の展開》

(1) 体制の整備

都市部宅地危険度判定班は、被災宅地危険度判定地域連絡協議会の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」や千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」等に準拠して、災害発生時における被災宅地危険度判定体制の整備を行うものとする。また、支援体制の整備も図る。

(2) 都市部宅地危険度判定班の主な業務は、以下のとおりとする。

- ① 判定実施計画の策定
- ② 判定資機材の準備
- ③ 判定士等の受付、名簿作成
- ④ 判定コーディネーターの配置
- ⑤ 判定士等の輸送、宿泊所の手配
- ⑥ 判定の実施
- ⑦ 判定結果の報告
- ⑧ 県への支援要請
- ⑨ 住民への広報
- ⑩ 判定結果に対する相談など

(3) 応援要請

市単独で被災宅地危険度判定を実施することが困難であると判断した場合は、県に被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、その受け入れ体制の整備を図る。

3. 危険物施設等の応急措置

《実施担当機関》

佐倉市八街市酒々井町消防組合、関係機関

《対策の展開》

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため佐倉市八街市酒々井町消防組合及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設、放射性物質を利用・保管する施設の各管理者に対し、施設の点検を実施するとともに、必要な応急措置を講じるよう要請する。

(1) 立入検査等

佐倉市八街市酒々井町消防組合及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

(2) 応急対策

佐倉市八街市酒々井町消防組合及び関係機関は、倒壊等によって二次災害が発生する恐れのある場合、速やかに危険物施設等の管理者に対し、適切な措置を講じるよう要請する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

4. 情報システムの復旧

《実施担当機関》

総務部システム復旧班

《対策の展開》

二次災害防止に関する各業務の効率的な遂行に資するため、総務部システム復旧班は、情報システムの被害状況を調査し、必要に応じ情報システムの復旧を実施する。

(1) 情報システム復旧の準備

総務部システム復旧班は、情報システム復旧作業に必要なものを準備する。

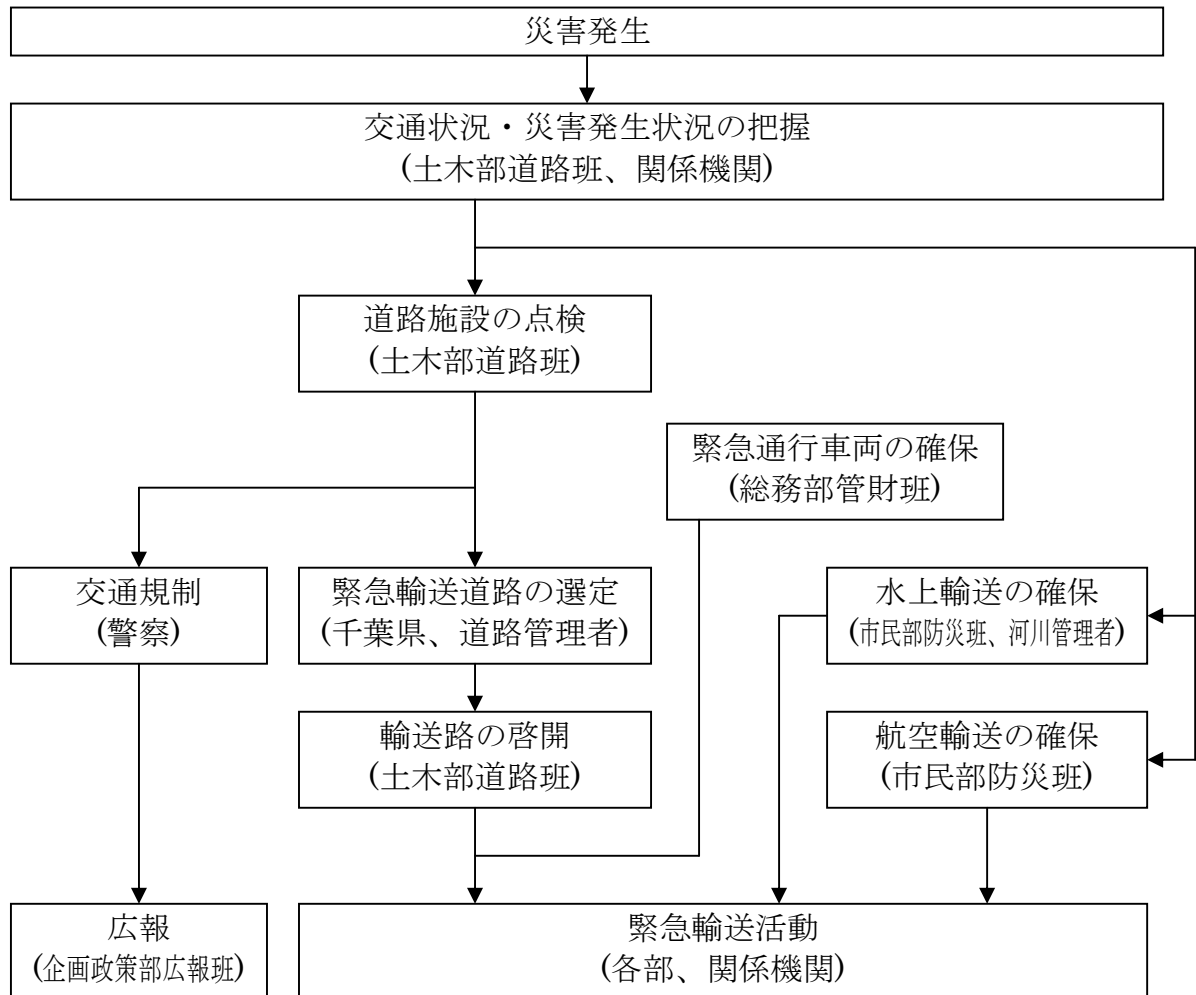
- ① 情報システム復旧に関する技術者の受け入れ態勢の整備
- ② 代替手段の整備
- ③ 情報システム復旧に関する技術者の宿泊場所、食事、車両の手配

第8 緊急輸送活動

《基本方針》

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

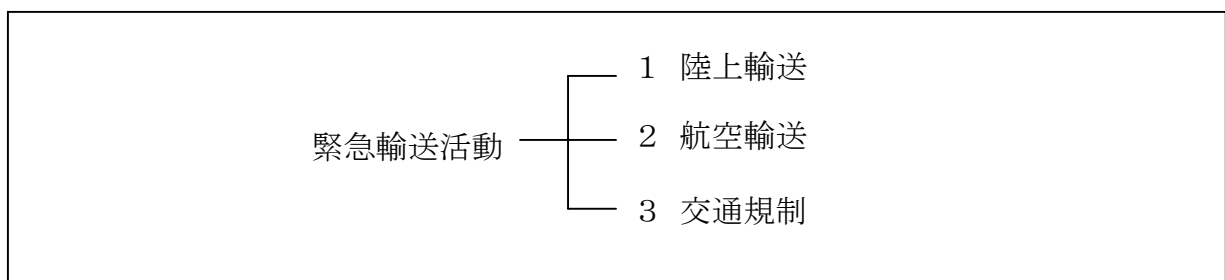
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

企画政策部広報班、総務部管財班、市民部防災班、土木部道路班、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 陸上輸送

(1) 道路交通の確保

① 交通支障箇所の把握

ア 交通支障発生危険箇所の事前把握

市は、その管理に属する道路について災害時における危険箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査するため、土木部道路班内に調査担当を編成しておくものとする。

【流失の恐れ及び老朽による危険橋梁等】

1	樋ノ口橋	市道	4-1	4	佐倉橋	市道	I-517
2	子ノ橋	市道	I-4	5	大戸刈橋	市道	I-31
3	下勝田橋	市道	I-31				

イ 交通支障箇所の調査及び報告

調査担当は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告するものとする。

- 1) 市民部防災班及び土木部道路班調査担当は、市の道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無その他被災の状況等を、土木部長を通じ市長に報告するものとする。
- 2) 市長は、1)による報告を受けたときは、その状況を直ちに市の区域を管轄する関係機関の長に報告するものとする。

(2) 緊急輸送道路の選定等

① 道路施設の点検

土木部道路班は、使用可能な道路を把握し、緊急輸送道路を選定するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

② 県への点検結果の報告

市民部防災班は、道路施設点検の結果を県に報告するとともに、県が行う緊急輸送道路の決定に関しての協力を行う。

(3) 緊急輸送道路の周知

① 関係機関への連絡

市民部防災班は県が決定した緊急輸送道路について、各部に連絡する。

また、土木部道路班は、市が選定した緊急輸送道路について、市民部防災班に報告するとともに、各部に連絡する。

② 市民への周知

企画政策部広報班は、緊急輸送道路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を十分に発揮させるため、県が行う市民への周知に協力する。

(4) 緊急輸送道路の道路啓開

土木部道路班は、緊急輸送道路を確保するため、協定業者等の協力を得て市道の道路啓開作業を行う。道路啓開に必要な資機材(ショベル、ブルドーザー等)についても協定業者等から調達する。

(5) 輸送手段の確保

総務部管財班は、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用する他、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

① 輸送車両等の確保

ア 市が所有する全ての車両は、総務部管財班が集中管理を行う(ただし、水道部の車両を除く)。

イ 車両が不足する場合は、日本通運株式会社、社団法人千葉県トラック協会等に協力を要請する。

② 緊急通行車両標章及び証明書の交付

ア 車両の使用者は、知事または公安委員会に対し、当該車両が災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両であることの確認を求める。

イ 前項の確認をしたときは、知事または公安委員会は、当該車両の使用者に対し、標章及び確認証明書を交付する。

ウ 交付された標章は、運転者席の反対側(助手席)の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は当該車両に備えつける。

③ 緊急通行車両等の事前届出

ア 事前届出の申請者は、緊急通行(輸送)業務の実施について責任を有する者(指定行政機関等の長)とする。申請先は、当該車両の本拠地を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請するものとする。

イ 審査の結果、緊急通行車両として認められる車両については、緊急通行車両等事前届出済証が申請車に交付される。

ウ 災害発生時に、事前届出済証の交付を受けた車両の確認は、県警察本部、警察署、高速道路交通警察隊及び交通検問所において行われ、届出済証の交付を受けていない緊急通行車両に優先して確認が行われる。その際、直ちに標章及び確認証明書が交付される。

④ 車両の運用

ア 車両の運用は、総務部管財班が各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

イ 総務部管財班は、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。

(6) 燃料の確保

① 総務部管財班は、公用車、その他の災害応急対策を実施するための必要な燃料については、あらかじめ業者等と協定を締結し、十分な燃料を確保するものとする。

② 総務部管財班は、必要に応じ、燃料の緊急輸送を実施するよう協定業者等に要請を行う。

(7) 物資集積場所の確保

① 物資集積場所の確保

市民部防災班は、必要に応じ物資の集積場所を確保するものとする。

物資集積場所については、緊急輸送道路から連絡する道路の幅員が、5.5m以上確保されている場所に設置するものとする。

② 荷捌き資機材等の確保

市民部防災班は、あらかじめ業者等と協定を締結するなどし、物資集積場所における作業に必要な荷捌き資機材等を確保するよう努めるものとする。

2. 航空輸送

(1) 輸送基地の確保

- ① あらかじめ設定した災害時用ヘリポートの他、臨時にヘリポートが必要な場合には、災害時用臨時ヘリポートを選定する。

【必要最小限度の地積】

機種	必要地積（最小）
OH-6J×1	約 30m× 30m
UH-1H×1	約 36m× 36m
UH-60×1	約 50m× 50m
CH-47×1	約 100m×100m

- ② 市民部防災班は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を県へ報告する。
- ③ 市民部防災班は、佐倉市八街市酒々井町消防組合、警察、自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを指定する。

(2) 輸送手段の確保

市民部防災班は、県と連携するとともに、佐倉市八街市酒々井町消防組合、警察、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

3. 交通規制

県公安委員会、警察とともに、災害応急活動に必要な交通規制・管制を実施する。

(1) 道路管理者による交通規制

佐倉警察署との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

① 交通規制の実施

災害時において、道路の破損、決壊等によって交通が危険であると認められる場合、または被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、道路管理者は道路法第46条第1項の規定により、佐倉警察署と協議し、区間を定めて車両の通行を禁止し、または制限する。

② 交通規制の標識等の設置

車両の通行を禁止し、または制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止または制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

(2) 県公安委員会、警察による交通規制

次のような交通規制を実施する必要がある場合は、市民部防災班を通じて県公安委員会、警察に対して交通規制の実施を要請する。

① 人命救助、避難路確保等のための交通規制

災害発生直後において、人命救助等のため必要があると認める場合は、被災場所、被災地の状況、道路の被害程度等を考慮して、使用可能な道路の中から緊急交通路を指定し、緊急自動車及び緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を実施する。

② 緊急輸送路確保のための交通規制

災害応急対策を実施するための人材、物資等の緊急輸送及び災害復旧のために必要があると認める場合は、緊急自動車及び緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を実施する。

③ 交通管制の実施

緊急交通路、緊急輸送路を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、警察とも緊密な連絡を行い、広域的な交通管制を実施する。

④ 交通規制の標識等の設置

車両の通行を禁止し、または制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止または制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

(3) 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等

① 自衛官及び消防職員(以下「自衛官等」という。)は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じる恐れがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命じることができる。

措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、自衛官等が自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

② 自衛官等は、前項の命令または措置を行ったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

【交通規制の範囲及び実施責任者】

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1. 道路の破損、決壊その他の事由によって、危険であると認められる場合。 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合。	道路法 第46条第1項
警察	公安委員会	1. 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認められる場合。 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認める場合。	災害対策基本法 第76条 道路交通法 第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合。	道路交通法 第5条第1項
	警察官	道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、またはその恐れがある場合。	道路交通法 第6条第4項 道路交通法 第75条の3

(4) 相互連絡

市民部防災班は、佐倉警察署と被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行制限の対象、区間、理由等を相互に通知する。

(5) 広 報

交通規制を実施する場合は、佐倉警察署と連携して広く一般に周知する。

(6) 被災地内における一般交通の確保

道路管理者及び公安委員会は、被災地内の交通規制及び緊急通行車両以外の交通規制を行ったときはその状況を

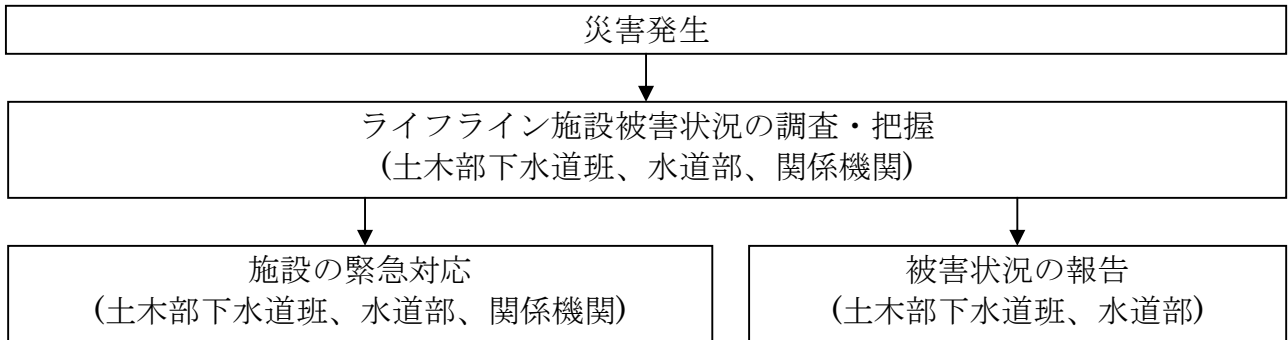
- 関係道路の主要交差点への標示
- 関係機関への連絡
- 一般住民に対する広報
- 迂回路等の標示

等の方法によって徹底に努め、一般交通の確保を図るものとする。

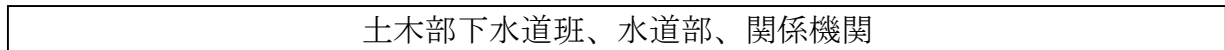
第9 ライフラインの緊急対応

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と二次災害防止対策を実施するとともに、必要な機能を確保する。

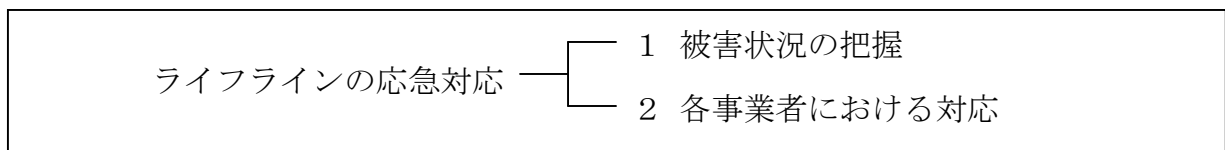
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 被害状況の把握

- (1) 土木部下水道班及び水道部は、災害が発生した場合には、速やかに所管施設の被害状況を調査し、市民部防災班に報告する。
- (2) 市民部防災班は、電力供給施設、ガス供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。

2. 各事業者における対応

- (1) 上水道施設
 - ① 水道部は、上水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、または被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止または制限を行う。
 - ② 必要に応じて、佐倉市八街市酒々井町消防組合、佐倉警察署、付近住民に通報する。
- (2) 下水道施設
 - ① 土木部下水道班は、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、または被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止または制限を行う。
 - ② 必要に応じて、佐倉警察署、付近住民に通報する。

(3) 電力供給施設

東京電力株式会社は、電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、被害の発生及び火災の拡大等に伴い漏電、感電等の二次災害のおそれがあり、必要と認めた場合、または佐倉市八街市酒々井町消防組合、千葉県、佐倉警察署から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険防止措置を講じる。

(4) ガス供給施設

千葉ガス株式会社及び角栄ガス株式会社は、都市ガスの漏えい等による二次災害のおそれがあると判断される場合には、千葉ガス株式会社及び角栄ガス株式会社災害対策本部の指令に基づいて、ガス供給施設の被害状況及び被害の範囲に応じてブロック単位でガス供給を停止する等の緊急措置を講じるとともに、関係機関への通報、応援依頼等の連絡を行う。

社団法人千葉県エルピーガス協会及び日本瓦斯株式会社は、LPガス供給施設を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災、ガス漏洩等への対策を図るとともに、関係機関への通報、応援依頼等の連絡を行う。また、特にLPガス販売事業所においては、一般消費者の供給設備及び消費設備について速やかに被害状況調査を実施し、火災、ガス漏洩等への対応を図るものとする。

(5) 電気通信施設

東日本電信電話株式会社は、災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到によって交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通が困難になるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関係する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

第3節 応急復旧期の対策活動

第1 災害救助法の適用

地震災害対策編 第3章 第2節 第2に準じる。

第2 緊急物資の供給

地震災害対策編 第3章 第2節 第3に準じる。

第3 保健衛生活動

地震災害対策編 第3章 第2節 第4に準じる。

第4 災害時要援護者等への対応

地震災害対策編 第3章 第2節 第5に準じる。

第5 社会秩序の維持

地震災害対策編 第3章 第2節 第6に準じる。

第6 ライフラインの応急対策

地震災害対策編 第3章 第2節 第7に準じる。

第7 交通の機能確保

地震災害対策編 第3章 第2節 第8に準じる。

第8 農業関係応急対策

地震災害対策編 第3章 第2節 第9に準じる。

第9 建築物・住宅応急対策

地震災害対策編 第3章 第2節 第10に準じる。

第10 応急教育等

地震災害対策編 第3章 第2節 第11に準じる。

第11 遺体の搜索・収容・処理及び埋火葬

地震災害対策編 第3章 第2節 第12に準じる。

第12 環境対策

地震災害対策編 第3章 第2節 第13に準じる。

第13 応急公用負担等

地震災害対策編 第3章 第2節 第14に準じる。

第14 義援金・救援物資の受入れ及び配分

地震災害対策編 第3章 第2節 第15に準じる。

風水害等対策編

第4章

災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置計画

第1 被災者の生活確保

地震災害対策編 第4章 第1節 第1に準じる。

第2 罹災証明の発行要領

地震災害対策編 第4章 第1節 第2に準じる。

第3 住宅の建設等

地震災害対策編 第4章 第1節 第3に準じる。

第4 中小企業への融資

地震災害対策編 第4章 第1節 第4に準じる。

第5 農林業者への融資

地震災害対策編 第4章 第1節 第5に準じる。

第6 被災者生活再建支援金の支給

地震災害対策編 第4章 第1節 第6に準じる。

第2節 生活関連施設等の復旧計画

第1 水道施設

地震災害対策編 第4章 第2節 第1に準じる。

第2 下水道施設

地震災害対策編 第4章 第2節 第2に準じる。

第3 電気施設

地震災害対策編 第4章 第2節 第3に準じる。

第4 ガス施設

地震災害対策編 第4章 第2節 第4に準じる。

第5 通信施設

地震災害対策編 第4章 第2節 第5に準じる。

第6 農林業施設

地震災害対策編 第4章 第2節 第6に準じる。

第7 公共土木施設

地震災害対策編 第4章 第2節 第7に準じる。

第3節 激甚災害の指定に関する計画

第1 激甚災害の指定

地震災害対策編 第4章 第3節 第1に準じる。

第2 特別財政援助額の交付手続

地震災害対策編 第4章 第3節 第2に準じる。